

2021年度 大阪市への要望書に対する大阪市の回答(文書)

1. 障害者とその家族、障害児療育・教育施設や障害児者福祉施設とその従事者に対する感染症対策を抜本的に強化してください。

①障害児・者、家族・事業者に正確でわかりやすい情報提供を行ってください。

(回答)

大阪市では、新型コロナウイルス感染症にかかる大阪市内の発生状況などをホームページ上に公開し、市民の皆様に対して情報提供を行っています。

また、市役所のモニター広告や民間企業の協力のもと銭湯、イオンモール及び郵便局に設置しているデジタルサイネージやSNS（ツイッター、ライン等）を活用し、新型コロナウイルス感染症に関する情報を随時発信しているところです。なお、「緊急事態宣言発令に伴う障がい福祉サービス等事業所の対応について」や「障がい福祉サービス等事業所で新型コロナウイルス感染症が確認された場合の人員基準等の臨時的な取扱いについて」などの障がい福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等につきましては、大阪市ホームページを活用し、広く事業者及び市民のみなさまにお知らせするとともに、障がい福祉サービス事業所等あてに適宜メールを配信させていただいているところです。引き続き、関係機関との連携を図りながら様々な情報提供に取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

②ワクチン接種に際して、障害に配慮した合理的配慮が提供されるよう必要な措置を講じてください。

(回答)

本市では、聴覚に障害のある方が新型コロナワクチンの集団接種会場において手話通訳を希望される場合、手話通訳者を派遣する体制を整えております。また、集団接種会場の予約にあたり、インターネットやコールセンターでの予約が難しい場合、メールまたはファックスでの予約方法を用意しており、この申し込みで手話通訳の派遣を希望いただくことも可能としております。集団接種会場の施設においては、エレベータによるバリアフリー化がなされており、また、会場内では、通路が狭い場合は車いす専用の待機場所を設ける等個々の場面において、対応しております。今後も合理的配慮の提供に努めてまいります。(以上健康局保健所感染症対策課)

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、大阪市保健所と連携し、「基礎疾患を有する方」や「障がい者支援施設等の従事者」などを対象とした優先接種期間の設定などに取り組むとともに、適宜、障がい福祉サービス事業所等を通じた情報提供に努めてきたところです。また、令和3年8月4日付け事務連絡「新型コロナワクチンの接種における障がいのある方への支援とご協力のお願い」において、ワクチン接種を希望される障がいのある方に、円滑に接種を受けていただけるよう、広くワクチン接種に係る予約時の支援やサービス利用における特段の配慮を呼びかけてきたところです。新型コロナウイルスワクチンの接種については、追加接種（3回目接種）も検討されておりますことから、引き続きご協力をお願いします。(以上障がい支援課)

③検査・医療提供に際して、障害児者が排除されないよう、受け入れ医療機関を早急に整備してください。入院が必要な場合、家族の負担とならないよう必要な措置を講じてください。

⑧障害者総合支援法に基づくすべての事業の利用者と支援者が、公費による定期的なPCR検査を受けられるようにしてください。

2. ②教職員自身の安全を確保しつつ、子どもたちの実態に即した適切な支援が行えるよう、マスク・消毒液の配付、スペースの確保等、緊急時の人的配置・物的措置を適切に行ってください。また全教職員のPCR検査を定期的実施してください。

(回答)

本市では限りある医療資源のもと、国の疑似症例の定義などに基づき、発熱等の症状がある方や濃厚接触者などに対して迅速かつ確実にPCR検査を実施しています。

検査体制につきましては、従来の「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関等に加え、関係機関の協力のもと、市内に5か所の検査場を設置・運営しています。また、保健所を介さず、地域の医療機関から直接受診調整ができる地域外来・検査センターの設置を進めるとともに、発熱患者が地域において適切に診療・検査を受けることができる「診療・検査医療機関」が指定されています。さらに、令和3年2月から、高齢者や障がい者の入所施設において、また、7月からは通所系・訪問系サービス事業所等においても、従事者の新型コロナウイルス感染をできるだけ早い段階で見つけ、感染拡大リスクを減少させることを目的に、従事者に対して概ね2週間に1回のサイクルでPCR検査を実施しております。これらの取り組みに加え、クラスターの早期発見、早期対応に重

点を置き、施設等で複数の陽性者が出た場合には幅広く検査を実施しています。患者の入院・宿泊療養先の手配については、大阪府に設置されている新型コロナウイルス感染症に係る入院フォローアップセンターと連携し、それぞれの症状や状況をふまえて、受入医療機関や宿泊療養施設を調整することで、すみやかに入院・療養していただけるようになっております。引き続き、関係機関との連携を図りながら、病床の確保等医療体制及び検査体制の拡充など感染拡大防止に向け取り組んでまいります。

④自宅待機が必要な場合、障害児者支援が適切に行えるよう福祉サービス提供に関する特別措置を講じてください。

(回答)

新型コロナウイルスの感染拡大と医療提供体制の整備状況等により、新型コロナウイルスの感染が確認された場合であっても、ご本人の症状等に応じて自宅又は施設内で療養が必要となる場合があります。新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅療養を余儀なくされた障がいのある方に対する支援につきましては、昨年度同様、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障がい福祉サービス等を継続して提供いただけるよう、障がい福祉サービス事業所等を対象としたサービス継続支援事業を実施することとしております。本市では、障がいのある方やそのご家族の生活を支えるために必要不可欠な障がい福祉サービスの提供について、障がい福祉サービス事業所等に対する支援を実施するとともに、施設・事業所の職員に感染者が発生した場合には、応援職員の派遣調整等も行っているところですので、ご理解・ご協力のほどよろしく申し上げます。

⑤感染予防のために不可欠な物資が障害福祉事業所や関係先に十分に供給されるよう特段の措置を講じてください。

(回答)

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症に対応するためのかかり増し経費等について、令和3年9月末までの間は、障がい福祉サービス等報酬の特例的な評価が実施され、以降は、期間を定めて補助金による支援が行われることとされています。そのため、基本的に感染予防に不可欠な物資については、障がい福祉サービス事業所等において確保いただくこととなっておりますので、ご協力をお願いします。なお、厚生労働省より本市に配布される不織布マスク等の衛生用品については、適宜、配送を希望される障がい福祉サービス事業所等のみなさまに提供することとしておりますので、ご活用ください。

⑥施設利用者の生産活動が、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ場合、その損失を補填するための措置を講じてください。

(回答)

新型コロナウイルスへの対応により、障がい福祉サービス事業所等の運営にも影響が及ぶなか、特に就労継続支援A型・B型事業所において、生産活動収入の大幅な減少が予測されたことから、令和2年2月20日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」及び令和3年3月3日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第2報)」において、「就労継続支援A型において生産活動収入の減少が見込まれる際の対応」及び「就労継続支援B型における工賃の支払い」が示されております。本市におきましては、国が講じる対策等について、国通知を本市ホームページに掲載するなど、該当事業所への周知等に取り組んでいるところですので、ご理解・ご協力のほどよろしく申し上げます。

⑦陽性者発生等により障害福祉事業所が休業を余儀なくされる間、報酬補填措置を講じてください。

(回答)

都道府県、保健所を設置する市又は特別区からの休業の要請を受けて休業している場合や、サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合の取扱いにつきましては、国の通知(新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて)に基づき、柔軟に対応しているところです。また、令和2年度同様、国事業の活用により「障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」を実施することとしており、利用者又は職員に新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した施設・事業所等を対象とし、事業継続に必要な人員確保のための経費等を補助することとしておりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いたします。

⑨訪問系サービス事業所等の支援従事者へのコロナワクチン接種については、市への意向登録をしていなくても

優先接種の対象にしてください。

(回答)

訪問系サービス事業所等の従事者への新型コロナワクチンの接種については、令和3年3月3日付け厚生労働省事務連絡「障害者支援施設等入所者等及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について（改正）」において、一定の要件を満たす場合は、市町村の判断により、高齢者である障がい者に直接接する訪問系サービス事業所等の従事者を障がい者支援施設等の従事者の範囲に含むことができるとされました。

これを受けて、本市では、感染状況・医療提供体制のひっ迫の程度などを踏まえ、訪問系サービス事業所等の従事者を障がい者支援施設等の従事者の範囲に含めて、優先接種の対象とすることとし、訪問系サービス事業所における対象者のとりまとめ及び登録をお願いしてきたところです。

本市では、障がいのある方やそのご家族の生活を支えるために必要不可欠な障がい福祉サービスについては、新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅療養を余儀なくされた方についても同様に継続して提供いただく必要があることから、サービスを提供いただく訪問系サービス事業所の従事者の方々に、優先的に新型コロナワクチンの接種を受けていただくために優先接種の対象としたところですので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。（以上障がい支援課）

本市では、国が公表する接種順位に基づき、接種順位を次の通りとしています。1 医療従事者等 2 高齢者（65歳以上の方） 3 （1）基礎疾患を有する方や高齢者施設等で従事されている方（一定の居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等の従事者を含む）（2）60～64歳の方 4 ①（1）保育所など児童福祉施設等の従事者、幼稚園・小中学校等の教職員 （2）50歳～59歳の方 ②49歳以下の方 なお、追加接種（3回目接種）については、現時点で、国から、接種時期は2回目接種完了時から概ね8か月以上後、また、その対象者については、更なる科学的知見や諸外国の対応状況を踏まえ判断するとの方針が示されているところです。引き続き国の動向を注視し、市民の皆様がスムーズに追加接種を受けられるよう、必要な接種体制の構築に努めてまいります。（以上感染対策課）

⑩新型コロナウイルス等の感染症にヘルパーや施設職員が罹患した場合、さらに深刻な人材不足が発生して利用者の生活に直結します。しっかりとした身分保障を整えてヘルパーの増員を図るとともに、ヘルパーが感染症に罹患した際、安心して治療に専念できるようにしてください。また利用者には、代行ヘルパーを派遣するなどの仕組みを作ってください。こうしたシステムを災害時等も含めた緊急時に対応できる支援システムとして整備してください。

(回答)

入所施設やグループホーム、訪問系事業所の職員に新型コロナウイルスの感染者が発生し、当該施設または同一法人内で可能な限り支援員の配置調整を行ったにもかかわらず、障がい福祉サービスを継続して提供するために必要な職員体制が確保できない場合や、介護者等が新型コロナウイルスに感染し入院等となることで、濃厚接触者となった同居の障がい児者に対して新たにサービス等の提供が必要となった場合には、令和2年度に障がい福祉サービス事業所に対して実施したアンケート調査の結果を活用しながら、感染者が発生した施設・事業所への応援職員の派遣調整等を行っているところです。また、利用者に必要なサービスを確保する観点から、応援職員の派遣を行った事業所に対して、国の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対する継続支援事業」等を活用し、追加で必要な人員確保のための緊急雇用に係る経費や割増賃金、旅費・宿泊費等の費用を助成することとしておりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしく願いいたします。

⑪重度障害者夫婦世帯のどちらかがコロナ感染した場合、自宅療養は困難です。同居家族も含めて安心して医療機関に入院できるようにしてください。また、検査で陽性となり隔離・入院する際には、必要な介護等の支援の措置を大阪市の責任で講じてください。

(回答)

本市では「大阪府新型コロナウイルス対策本部」に参画し、関係機関と情報共有するとともに、医療機関等と連携しながら、感染拡大防止に向けて、全力で取り組んでいるところです。

病床については、大阪府において、府内の受入医療機関に対し、継続的に病床確保を依頼されているほか、本市においても1床1,000万円の受入病床協力金制度を創設し、確保に努めているところです。また、宿泊療養施設についても、大阪府において段階的に確保・拡充がなされており、入院先の調整については、大阪府入院フォローアップセンターと連携しそれぞれの病状や状況を踏まえて調整し、宿泊療養先の手配については、大阪府が新たに構築した療養者情報システムにより宿泊施設等を調整しております。一方、新型コロナウイルス感染症に感染した障がいのある方やそのご家族が、症状等により自宅等での療養が必要となった場合に備え、自宅療養を余儀なくされた障がいのある方に対して、必要な障がい福祉サービス等が継続して提供されるよう、障がい福祉サービス事業所等を対象として感染者又は濃厚接触者への対応に伴い必要となる衛生・防護用品等の購入費用を補

助するサービス継続支援事業を実施することとしております。本市では、障がいのある方やそのご家族の生活を支えるために必要不可欠な障がい福祉サービスの提供について、障がい福祉サービス事業所等に対する支援を実施するとともに、応援職員の派遣調整や支援場所の確保等に係る後方支援も行っているところですので、ご理解・ご協力のほどよろしく申し上げます。

2. 障害のある子どもの学習権の保障と健康と安全を守るために、学校は重要な役割を担います。それにもかかわらず一昨年度末には、3ヶ月にも及ぶ学校臨時休業がおこなわれ、子どもたちの学びの場が奪われただけでなく、命・くらしそのものが脅かされる事態となりました。そして今年度4月末にも、「オンライン授業の強制」による登校制限がなされ、「オンライン接続の時は、保護者がつききりで手伝わなければならない」「させなければならない課題に追われて叱る機会が増えてしまい、子どもにストレスがたまっている」などの声が寄せられるなど、障害のある子どもたちの学習権を奪い家庭に混乱を持ち込む事態となりました。この事態を重く受けとめ、障害のある子どもたちの学習が緊急時においても保障されるよう、以下の改善策を早急に講じてください。

①今後の学校休業やその後の学校再開については、子どもや家庭の状況、学校現場の実情を十分把握し尊重した上で、関係機関としっかり協議して決定してください。

(回答)

「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」において、幼児児童生徒について、感染が判明した場合または濃厚接触者と認定された場合、濃厚接触者の特定及び消毒等のため、必要な期間、学校園の臨時休業を行う（学校園が区保健福祉センターや学校（園）医と相談した結果を踏まえ、学校園の臨時休業を行わない、もしくは特定の学年、学級のみを臨時休業に替えることができる）こととしております。また、感染により出席停止となった幼児児童生徒が属する学級については、当該学級における濃厚接触者を含む出席停止者の割合が、めやすとして15～20%を上回る場合、濃厚接触者が保健所等に提示された期間をめやすとして、学校（園）医と相談した結果を踏まえ、学級休業を行うこととしております。

②教職員自身の安全を確保しつつ、子どもたちの実態に即した適切な支援が行えるよう、マスク・消毒液の配付、スペースの確保等、緊急時の人定配置・物的措置を適切に行ってください。また全教職員のPCR検査を定期的に実施してください。

(回答)

子ども、教職員ともに安全を確保するために策定した「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」では、国の「新しい生活様式」を踏まえた学校園の行動基準をお示し、感染状況に合わせた対策を行っております。また、来校者や学校医、教職員等の手指消毒用アルコールの配付を行っています。児童生徒の学びや生活を支える人的支援につきましても、引き続き国へ要望していくとともに、今後も各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。

③今回のような「オンライン授業ありき」の拙速で強制的なICT化を厳に改めてください。子どもの成長・発達と学校の実態をふまえて、必要に応じた教育環境整備を行ってください。

(回答)

令和3年4月26日（月）～5月21日（金）の期間中における本市立小中学校の教育活動については、各家庭でICTを活用して、オンデマンド教材の視聴、家庭向けプリント配信サービスの活用、双方向通信、インターネットを活用した調べ学習などを、学年や教科に応じてプリントを活用した学習等と組み合わせて実施するよう通知しておりました。ICTを活用した学習について、調査を実施して各校の状況を把握したところ、ICT機器を活用するうえでの機器環境等における主な課題として、校内等の通信環境が不安定であることなどがあげられておりました。通信環境については、回線の負荷軽減のためにネットワーク構成の再構築を進めるとともに、再構築完了までの暫定対応としてモバイルルータを整備して対応しております。また、各校1名のICT教育担当教員への研修を実施するとともに、希望する教員への実践的な研修を夏季休業期間中に行いました。さらに、令和3年8月25日（水）より全小中学校にデジタルドリルを導入し、個別最適な学びの実現に向けて取組を進めております。今後も、教員向けの研修会を充実させるとともに、引き続きICT支援員等による学校訪問や、コールセンターによる問い合わせ対応などの学校への支援を進めてまいります。

④障害のある子どもたちの命・くらしの安全が、緊急時においても保証されるよう、特別支援学級の学級定数改善や通常学級の20人以下学級の実現などの学校の条件整備を行なってください。

(回答)

小学校・中学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」お

よび「同施行令」に基づいて、小学校は1学級35人（ただし、経過措置あり）、中学校は1学級40人が標準とされています。また、小・中学校の特別支援学級の学級編制基準については、1学級あたりの定員が8人と定められており、通常学級の学級編制に特別支援学級の児童生徒を含めないこととされています。学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対して要望を行っております。

3. 新型コロナウイルス関連の「お問い合わせ窓口」の連絡手段は、聴覚障害者の連絡手段を確保するために、電話・FAX・メールのいずれかの方法でも可能となるようにしてください。検査・医療の実施にあたって、聴覚障害者が排除されないよう受け入れ機関の整備を進め、手話通訳者の配置などの支援を行ってください。

(回答)

大阪市保健所では、新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）を設置し、電話やFAXで相談を受け付けております。また、大阪市ホームページからメールでのお問い合わせも受け付けておりますが、これらでの対応が難しい方については、それぞれの相談者の状況を考慮し、手話通訳派遣など適切な案内に努めてまいります。（以上保健所感染症対策課）

聴覚障がい者で手話通訳を希望される方につきましては、新型コロナワクチン接種会場に手話通訳者を派遣するなどの対応を行っております。

また、新型コロナウイルス感染症に関する検査など病院の受診等の際に、自己の所有するスマートフォン等の端末を使用して、手話通訳者が遠隔地で手話通訳を行うサービスを実施しております。スマートフォン等の端末をお持ちでない方に対しては、タブレット端末の貸出も行っております。（以上障がい福祉課）

4. 障がいのある子どもへの合理的配慮の実現のために、行政の責任で基礎的な教育環境整備をおこなってください。

(回答)

本市では、これまでより障がいの有無に関わらず、「共に学び、共に育ち、共に生きる」ことを基本とした教育の推進に努めており、引き続き、障がいのある児童生徒が、地域で学びやすい基礎的環境整備を行うとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた本市のインクルーシブ教育システムの充実と推進に努めてまいります。

5. すべての小・中・高等学校に子どもたちがクールダウン等のために使える教室や「居場所」をつくり、子どもたちをいつでも受け入れられる固定した教職員の体制を確保してください。

(回答)

教育委員会といたしましては、すべての子どもにとって学びやすく、居心地の良い安心感に包まれた校内環境、教室環境、学習環境づくりを進めるために「ユニバーサルデザイン化のための環境整備リーフレット」を作成し、各校に周知しております。また、子どもたちが安心して落ち着いて学べるよう「授業のユニバーサルデザイン」化についても巡回指導や教員への研修を通して、各校を支援しております。また、特別支援教育サポーターの配置にも努めております。

6. 急増する特別支援学級在籍児童・生徒や障害の実態・種別にみあった、学級設置及び教職員配置等を行ってください。

①障害種別による学級設置を遵守してください。

(回答)

特別支援学級設置に関しましては、各小・中学校長より提出された「特別支援学級設置計画に関する報告書」にもとづき、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がい状況に応じた適切な学級設置ができるよう努めてまいります。

②1学級の定数を8名から6名に引き下げる等、大阪市の独自基準を策定してください。

(回答)

小学校・中学校における特別支援学級の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、1学級あたりの定員が8人と定められております。学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対して要望を行っております。特別支援学級の児童生徒が増加している現状のもとで、各校が一人一人のニーズに応じたきめ細かな指導を推進していけるよう、本市としても引き続き、指定都市教育委員会協議会を通じ、学級編制の標準の引き下げについて国に対して要望するとともに、特別支援学級在籍児童生徒数の増加、障がいの重度化・多様化をふまえ、障がい状況に応じた学級設置に努めてまいります。

③学級設置相当数の教室を確保・整備してください。

(回答)

大阪市教育委員会といたしましては、特別支援学級在籍児童生徒数の増加、障がいの重度化・多様化を踏まえ、障がい状況に応じた学級設置及び教室の整備に努めてまいります。

④年度途中の在籍増にあたっては、学級の追加設置や加配教員の配置をしてください。

(回答)

教育委員会といたしましては、特別支援学級在籍児童生徒数が年々増加し、障がいの重度化・多様化をふまえ、障がい種別に応じた特別支援学級を設置し、必要な教員数の確保に努めています。児童生徒の障がい状況の変化等により、特別支援学級での学びが必要になった場合、本人や保護者のニーズに応じた支援ができるよう、学校からの要請により、巡回指導や教職員への研修を行うとともに、特別支援教育サポーターの配置等にも努めております。定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。

7. 「20人以上の子どもが特別支援学級に在籍している」「医療的ケア児が在籍している」「障害が重複している子どもが在籍している」など特別支援教育に関わる特別な困難を抱えた学校に、教員加配を行う等の教育条件の改善を行ってください。

(回答)

教育委員会といたしましては、特別支援学級在籍児童生徒数が年々増加している状況の中で、障がいも重度化・多様化していることを踏まえ、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいの実態をもとに障がい状況に応じた学級設置に努めてまいります。定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。

8. 通級指導教室を、全校に配置してください。

(回答)

本市では、従来より、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、特別支援学級に加え、通級指導教室等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に取り組んでいます。小・中学校における通級指導教室に関しましては、今年度17校21教室で指導を行っております。教育委員会といたしましては、通級による指導を希望する児童生徒の実態を把握し、必要に応じて通級指導教室を開設する等、今後も引き続き、インクルーシブ教育システムの充実と推進に取り組んでまいります。

9. 医療的ケア児を含む重度の障害を持つ子どもたちへの教育保障を、市の責任で行ってください。

①医療的ケア児のいる学校に、看護師を常時配置してください。

(回答)

本市では、医療的ケアが必要な児童生徒が安心・安全に地域の小・中学校へ通学するために、看護師の配置事業に取り組んでおります。児童生徒一人一人への適切な医療的ケアの実施に向け、保護者からの聴き取りや主治医面談等を通して、学校における医療的ケアの内容について確認したうえで、学習をはじめとする学校生活の様々な状況に応じた支援等、地域の小・中学校で学びやすい基礎的環境整備を行うとともに、保護者の負担軽減のため、医療的ケアの実施に関する校内体制の整備に取り組んでおります。看護師の配置につきましては、引き続き、看護師の確保に努め、小・中学校で学ぶ医療的ケアの必要な児童生徒が安心安全な学校生活を送れますよう適切な配置に努めてまいります。教育委員会としましては、医療的ケアの必要な児童生徒の把握を、学校長を通じて行うとともに、引き続き、医療的ケアの必要な児童生徒が在籍する学校の教員を対象とする医療的ケアの研修を実施し、教員の医療的ケアの知識と技術の向上および保護者の負担軽減のため、医療的ケアの実施に関する校内体制の整備に努めてまいります。

②医療的ケア児が、校外活動、宿泊行事に安全に参加できるように、看護師の配置や移動手段にかかる予算措置等を大阪市の責任で行ってください。

(回答)

教育委員会としましては、医療的ケアの必要な児童生徒の把握を、学校を通じて行い、日常的に必要な医療的ケアの実施において、児童生徒が活動に参加できるように、看護師を適切に配置しております。

③てんかんやI型糖尿病等、医療的な対応が必要な児童が、校外活動、宿泊行事に安全に参加できるように、看

護士の配置を大阪市の責任でおこなってください。

(回答)

教育委員会としましては、医療的ケアの必要な児童生徒の把握を、学校を通じて行い、日常的に必要な医療的ケアの実施において、児童生徒が活動に参加できるよう、看護師を適切に配置しております。

10. 看護師、発達相談員、心理判定員、機能訓練士、言語聴覚士などの専門職員を、必要に応じて配置してください。

(回答)

本市におきましては、障がいの有無に関わらず、すべての子どもが「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を推進しており、教育委員会では、従来より、各校園における支援体制の充実にむけて、専門的な人材の配置・活用を進めております。看護師配置事業では、医療的ケアが必要な児童生徒の在籍する小学校・中学校に対して、看護師の配置を行っています。また、特別支援教育に関する巡回指導では、障がいのある幼児児童生徒の増加及び障がいの多様化に伴い、各校園からの相談ニーズに応じ、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士の4領域体制により巡回アドバイザーが学校園を巡回し、各専門領域からの助言を行っています。引き続き、小・中学校で学ぶ医療的ケアの必要な児童生徒が安心安全な学校生活を送れるよう適切な配置に努めるとともに、巡回指導等を通して、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶしくみであるインクルーシブ教育システムの充実に推進に向け取り組んでまいります。

11. 特別支援教育サポーターを整備・拡充してください。特別支援教育サポーターの賃金・労働条件を改善してください。

(回答)

教育委員会といたしましては、特別支援学級在籍児童生徒の増加、障がいの重度化・多様化を踏まえ、障がい種別に応じた適正な学級設置に努めております。加えて、校内における特別支援教育の充実に向け、区と教育委員会のそれぞれが担っていた障がいのある児童生徒への支援事業について、令和2年度より特別支援教育サポーターとして一元化し、令和3年度より校内・校外区別することなく従事できるよう業務を統一し、障がいのある児童生徒への授業中の個別支援や放課後等の課外授業、遠足などの校外活動、登下校支援を行うことで、各校の実態に応じた活用が図れるようサポーターの運用を改訂し、拡充を図っております。また、「特別支援教育サポーター」を会計年度任用職員として雇用し、職歴等に応じて報酬を決定するとともに各種の社会保険制度（雇用保険、労災保険）につきましても、勤務日数等の状況に応じて適用し待遇改善を図っているところです。今後も各学校の状況を把握するとともに、児童生徒一人一人の障がい状況に応じた支援ができるよう、特別支援教育サポーターの適切な配置に努めてまいります。

12. 相談活動の充実に向け、小中学校特別支援教育コーディネーターを専任で配置してください。

(回答)

特別支援教育コーディネーターは、主に校内委員会、校内研修の企画・運営、関係諸機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口など、学校における特別支援教育の重要な役割を担っていると認識しておりますが、特別支援教育コーディネーターについては国による定数措置がなされていないため、専任による配置は困難であると考えており、引き続き、国の動向を注視してまいります。

13. 通常学級の教育条件を改善してください。

①一人ひとりの子どもに寄り添った教育的支援が保障できるよう、35人以下学級の小・中学校の全学年実施を、大阪市の施策として進めてください。

(回答)

小学校・中学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校は1学級35人（ただし、経過措置あり）中学校は1学級40人を基本として編制することとなっております。学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、令和3年度より小学校第2学年から学年進行により段階的に35人に引き下げることとなっておりますが、中学校を含め、さらなる学級編制の標準の改定について、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて国に対して要望を行っています。

②特別支援学級在籍者を含めた人数が、定数（35人・40人）を超えることがないように学級編成をしてください。

(回答)

小学校・中学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校は1学級35人（ただし、経過措置あり）、中学校は1学級40人が標準とされています。また、特別支援学級の学級編制基準については、1学級あたりの定員が8人と定められており、通常学級の学級編制に特別支援学級の児童生徒を含めないこととされております。本市としましては、インクルーシブ教育システムを推進する観点から、通常学級において特別支援学級の児童生徒が学ぶ機会が増えていることから、通常学級の学級編制にあたっては、特別支援学級の児童生徒を加えて学級編制されるよう、指定都市教育委員会協議会を通じて国に対して要望しております。

14. 年度当初の学級設置ならびに、年度途中の教員の長期休暇・休職等に際して、特別支援学級担任に欠員が生じないよう、講師配置を速やかに行ってください。

(回答)

各学校の実情・実態をより精緻に把握し、講師確保を計画的かつ速やかに行う等、講師の速やかな配置に努めてまいりたいと考えております。

15. 通学タクシー利用の利便性の向上を図ってください。

(回答)

本市では、従来より、障がいの有無にかかわらず、地域の小・中学校で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進に取り組んでおります。障がいのある児童生徒の通学支援につきましては、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、重度肢体不自由等の障がいがあり、車いす利用、歩行困難等で自力通学できない児童生徒に対して、通学タクシー事業を実施しております。本市としては、これらの支援の必要性を認識しており、引き続き、実態把握に努め、検証しつつ適切な運用に努めてまいります。

16. 食事への配慮が必要な子どもへの個別対応給食（障害児食）を拡充してください。

①味覚過敏や嗅覚過敏等の特性や苦手さのある児童生徒の学校給食上の困難点や配慮点、課題、保護者からの要望等に関する実態調査を各学校に対して行ってください。また、調査結果を踏まえた指針策定し、関係教職員への研修を実施してください。

(回答)

本市では、これまでより障がいの有無に関わらず、「共に学び、共に育ち、共に生きる」ことを基本とした教育の推進に努め、児童生徒や保護者の意向を尊重し、学校、保護者、関係機関等が連携を図り、障がいのある児童生徒の教育的ニーズに応えられるよう丁寧な状況把握に努めております。合理的配慮の必要のある児童生徒の対応につきましては、個別に実態把握を行い、保護者と相談のうえ、実施内容や方法について検討し、喫食しやすい形状の工夫を行っているところです。教育委員会としましては、感覚過敏のある発達障がい児等についても学校からの相談に基づき、学校訪問や巡回指導等を通して支援しております。また、障がいのある子どもの実態把握及び関係機関との連携を深めるために、学校園における特別支援教育推進の要となる特別支援教育コーディネーターを対象とする研修や、全教員を対象とした合理的配慮テーマ別研修等を引き続き、実施してまいります。

②小学校給食における個別対応給食（障害児食）を感覚過敏のある発達障害児にも拡大・実施してください。

(回答)

本市では、市内すべての小学校で「学校給食標準献立」に基づき、統一した献立により給食を実施し、また文部科学省が示している「学校給食衛生管理基準」に沿って、本市が作成した「給食調理・衛生管理マニュアル」に従い、給食調理・衛生管理を行っております。合理的配慮の必要のある児童生徒の対応につきましては、個別に実態把握を行い、保護者と相談のうえ、実施内容や方法について検討し、喫食しやすい形状の工夫を行っているところです。また、教育委員会としましては、感覚過敏のある発達障がい児等についても学校からの相談に基づき、学校訪問や巡回指導等を通して支援しております。障がいの多様化に伴い、相談ニーズに応じ、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士の4領域体制で、学校園を巡回し、個々の特性を踏まえた支援について各専門領域からの助言を行っております。児童生徒一人一人の障がい状況に応じた支援ができるよう、適切な支援に努めてまいります。

③中学校給食の内容を改善してください。

(回答)

中学校給食につきましては、市内すべての中学校の給食を、小学校で調理した給食を中学校に配送する親子方式を中心に、自校調理方式を組み合わせた「学校調理方式」により実施しております。献立については、小学校と同様「学校給食標準献立」に基づき、統一した献立により給食を実施しています。

④中学校給食における個別対応給食（障害児食）を実施してください。

（回答）

本市では、市内すべての中学校で「学校給食標準献立」に基づき、統一した献立により給食を実施し、また文部科学省が示している「学校給食衛生管理基準」に沿って、本市が作成した「給食調理・衛生管理マニュアル」に従い、給食調理・衛生管理を行っております。合理的配慮の必要のある児童生徒の対応につきましては、個別に実態把握を行い、保護者と相談のうえ、実施内容や方法について検討し、喫食しやすい形状の工夫を行っているところです。また、教育委員会としましては、感覚過敏のある発達障がい児等についても学校からの相談に基づき、学校訪問や巡回指導等を通して支援しております。障がいの多様化に伴い、相談ニーズに応じ、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士の4領域体制で、学校園を巡回し、個々の特性を踏まえた支援について各専門領域からの助言を行っております。児童生徒一人一人の障がい状況に応じた支援ができるよう、適切な支援に努めてまいります。

17. 中学校教育段階における障害児教育を拡充してください。

①中学校の支援学級において、特別な教育ニーズを持つ生徒たちの実態に見合ったきめ細やかな教育を保障するため、学校全体で取り組んでいけるようにしてください。

（回答）

本市では、これまでより障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進に努めており、地域の小学校・中学校で学ぶことを基本とし、障がいのある児童・生徒一人一人の教育ニーズに応じた特別支援教育の充実に向け取り組んでいます。各学校では、特別支援学級に在籍している生徒の教育的ニーズに応えられるよう、校長のリーダーシップのもと校内委員会等を設置し、学校全体で特別支援教育の推進に努めております。教育委員会におきましては、校内における特別支援教育の充実に向け、各校からの相談ニーズに応じ、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士、指導主事等を派遣し、巡回指導を行っております。今後も、障がいのある子どもを学校教育全体で受け止め、教育的ニーズに応じた特別支援教育が実施できるよう取り組んでまいります。

②自閉症スペクトラム等発達障害のある児童に見合った学習の場を充実してください。

（回答）

本市では、これまでより障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進に努めており、地域の小学校・中学校で学ぶことを基本とし、障がいのある児童・生徒一人一人の教育ニーズに応じた特別支援教育の充実に向け取り組んでいます。多様な学びの場としまして、通常学級による指導、特別支援学級による指導、通級指導教室による指導において、一人一人の障がいの状態に応じた指導・支援を行っており、引き続き、障がいのある子どもを学校教育全体で受け止め、教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実に向け取り組んでまいります。

18. 競争をあまり点数による序列化につながる、学力テストを実施しないでください。

①市統一テストを実施しないでください。

（回答）

本市におきましては、令和3年度より中学生チャレンジテスト（3年生）が9月実施となったことにより、大阪市中学校3年生統一テストを実施しないこととなりました。

②府チャレンジテスト・すくすくウォッチに参加しないでください。

（回答）

「中学生チャレンジテスト」については、大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るために実施しております。加えて、調査結果を活用して大阪府公立高等学校入学選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供しております。さらに、学校が、生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図り、生徒一人ひとりが自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、その向上への意欲を高めることも目的としております。本市教育委員会といたしましては、今後も大阪府教育委員会と連携し、実施してまいります。「すくすくウォッチ」につきましては、大阪府教育委員会が、府内における児童一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的に実施しています。また、市町村教育委員会や学校が府内全体の状況との関係において教育施策等を検証後、課題改善に向けた取組を通じて学力向上のためのPDCAサイクル

ルを確立すること、さらに、学校が児童の学力を把握し教育指導の改善を図る、そして、児童一人ひとりが自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標をもち、また、その向上への意欲を高めるために実施しています。大阪市教育委員会といたしましては、児童一人ひとりの学習状況を把握し、客観的エビデンスに基づく継続した指導を行うため、これらの施策等が必要であると考えています。

③府チャレンジテストの内申評価反映に伴い、評価が下がった特別支援学級在籍生徒の実態を調査してください。その上で不利益を被っている障害児に適切対応してください。

(回答)

府内統一ルールは、各中学校がつける調査書の評定について、大阪府全体の状況に照らし適正であるかどうかを判断するために定めております。各中学校では、中学生チャレンジテストの自校の結果と府全体の平均とを比べて自校の評定平均の範囲を算出し、適切な評価が行われているか検証します。評定平均の範囲は、自校に在籍する当該学年全体の評定の平均が、その範囲にあてはまっていることを確認するものであり、そのことによって個人の評定が低くなることはございません。

19. 大阪府に移管された旧大阪市立特別支援学校の教育条件の改善・充実を行うとともに、大阪府と協力して支援学校を新設してください。

①大阪市立特別支援学校の府移管にあたっての効果検証を行ってください。

(回答)

大阪市立特別支援学校につきましては、平成26年9月市議会、平成26年10月府議会において、大阪市立学校設置条例の改正案（市立特別支援学校の廃止）、大阪府立学校条例の改正案（府立支援学校の設置）が可決され、教育サービス水準の低下をきたすことのないよう府市教育委員会で協議・調整を行い、平成28年4月に大阪府へ移管されました。移管後の支援学校の運営に関する効果検証につきましては、学校設置者である府教育庁において行われるべきものと認識しております。大阪市教育委員会といたしましては、引き続き、府教育庁と連携しながら、大阪の特別支援教育のより一層の発展に向け取り組んでまいります。

②府移管にともなう教育条件の後退・悪化に対し、大阪市の責任で復元・改善の方策を検討・実施してください。

(回答)

移管後の支援学校は、本市においてこれまで長年培ってまいりました、特別支援教育の取組もふまえて、大阪府教育庁において他の大阪府立支援学校と同様に、大阪府の基準に則り適切に学校運営されるべきものと認識しております。大阪市教育委員会といたしましては、引き続き、府教育庁と連携しながら、大阪の特別支援教育のより一層の発展に向け取り組んでまいります。

③大阪市内への特別支援学校の新設を、大阪府教委に要望してください。

(回答)

大阪市内を含めた支援学校の整備につきましては、学校設置者である大阪府がその責任と権限において、府内の支援学校全体の状況を把握したうえで、総合的な視点から適切に対応するものと認識しております。大阪市教育委員会といたしましては、引き続き、府教育庁と連携しながら、大阪の特別支援教育のより一層の発展に向け取り組んでまいります。

20. 就学・進学にあたっては、特別支援学校を含む多様な学びの場について情報提供を行うとともに、手厚い相談・支援が行えるよう体制を整備してください。リーフレット「大阪市の就学相談」の内容を改めてください。

(回答)

就学・進学に関する相談につきましては、インクルーシブ教育推進室に特別支援学校等での管理職経験のある専門性の高い相談員を配置し、電話や来所による相談に応じております。相談の際には、本人、保護者の思いに寄り添いながら障がい状況をふまえた特別支援学校を含む多様な学びの場に関する情報提供に努めております。また、リーフレット「大阪市の就学相談」の内容を年度ごとに更新し、就学・進学相談窓口である小・中学校や関係機関に配付するとともに、ホームページへの掲載などを通して理解啓発に努めています。

21. 保護者からの特別支援学校への転校希望について、本人・保護者の意向を最大限尊重して、速やかに対応してください。

①転校にあたって必要な手続きを希望者に明らかにしてください。

(回答)

大阪府立支援学校への転校に関しましては、本人・保護者の意向を尊重し、障がいの状態の変化や支援の内容、支援体制、友人関係や指導の継続性をふまえながら、本人の成長のためには、どのような学びが適しているかを大阪府教育庁と協議を行い相談しながらすすめてまいります。特別支援学校への転校に関する手続きにつきましては、在籍している小・中学校を通じて、本人、保護者に必要な情報を提供するとともに、本市教育委員会のホームページにも「大阪市の就学相談」として掲載しております。なお、転学につきましては、障がいのある子どもにとって、環境が大きく変わるため、子どもの発達や適応の状況、必要となる支援や配慮等を保護者、関係者間で慎重に検討する必要があります。

②学校見学や教育相談が随時できるよう府教育委員会に働きかけてください。

(回答)

大阪府立支援学校への転学に関する相談につきましては、本人・保護者の意向を尊重し、障がいの状態の変化や支援の内容、支援体制、友人関係や指導の継続性をふまえながら本人の成長のためには、どのような学びが適しているかを大阪府教育庁と協議を行いながら、適切に対応してまいります。学校見学や教育相談につきましても、本人の教育を第一に考え、大阪府教育庁とも随時連携し、適切に対応してまいります。

③特別支援学校への転校が可能なことを各校に周知してください。

(回答)

大阪府立支援学校への転学に関しましては、本人・保護者の意向を尊重し、障がいの状態の変化や支援の内容、支援体制、友人関係や指導の継続性をふまえながら、本人の成長のためにはどのような学びが適しているかを大阪府教育庁と協議を行い相談しながらすすめております。転学につきましては、各校園に配布しております就学に関するリーフレット「大阪市の就学相談～障がいのあるお子様のよりよい就学に向けて～」、教育委員会のホームページにも掲載しております。また、事業説明資料や校長会等を通じ、特別支援学級による指導をはじめ、多様な学びの場について説明を行っております。

2 2. 障害児教育の専門性や継続性を高めるため、必要な手立てを講じてください。

①特別支援学級担任が希望する場合、担任を継続できるようにしてください。

(回答)

校内人事につきましては、学校長が児童の実態や、教職員の状況等を総合的に判断して行っております。今後も引き続き、特別支援学級を担当する教員の適正な配置に努めてまいります。

②小学校の教員採用選考にも、特別支援学級採用枠を設けるよう検討してください。

(回答)

本市では、教員採用選考テストにおいて、校種「小学校」を受験する者に対して、平成 29 年度教員採用選考テスト（平成 28 年度実施）より、「特別支援学校教諭の普通免許状を所有する受験者への加点制度」を設け、さらに、令和 4 年度教員採用選考テスト（令和 3 年度実施）からは加点を拡充し、特別支援教育に関する専門的な知識・技能を持った人材の確保に努めております。今後も継続して、教育委員会において、小学校における特別支援教育のあり方に注視しつつ、本加点制度を含め、教員採用選考テストの内容について、必要に応じ、関係先と連携・調整し、検討を行いたいと考えております。

③長時間過密労働の是正や法で定められた休憩時間を適切に確保するなど、安全に丁寧に子どもに関わるよう、障害児教育に関わる教職員の労働条件を改善してください。

(回答)

教職員の勤務労働条件については、本市人事委員会からの意見を踏まえ、原則、市制度適用としつつも、学校現場特有の事情の考慮や激変緩和のための措置が必要な内容については措置を講じてきたところです。教員の負担軽減につきまして、令和元年 12 月に「学校園における働き方改革推進プラン」を策定し、教員の長時間勤務を解消し、教員が子どもたち一人ひとりに寄添うための時間の確保に向けた取組みを進めております。休憩時間につきましては、1 日の勤務時間が 6 時間を超える場合については、少なくとも 45 分、8 時間を超える場合においては、少なくとも 1 時間の休憩時間を取得することとなっています。また、本来割り振られている時間帯に勤務などにより、休憩時間を取得できなかった場合については、当該勤務日の別の時間帯に休憩時間を取得することとなっています。今後とも、関係部署と連携し、教員の負担軽減に努めてまいります。

④先生たちが支援の必要な一人ひとりの児童の発達や障害特性への理解はもちろんのこと、生きづらさへの共感に立った支援ができるように研修を充実してください。

(回答)

インクルーシブ教育推進担当では、これまでも、障がい理解や発達支援に関する幅広い研修を実施し、障がいの特性への理解や、児童生徒本人の思いをふまえた支援等について理解啓発を進めてまいりました。令和3年度は、特別支援学級担任を対象としたオンデマンド型の必修研修や、実践力を高めるオンライン研修など、各学校の教員が幅広く受講できるよう内容を工夫して実施しております。また、「発達障がい基礎講座」では学校園を訪問し、特別支援教育コーディネーターが中心となって行う協議型の研修を支援しています。今後もインクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の充実を図るため、教員の資質向上をめざした研修を進めてまいります。

23. 障害のある子どもに対する合理的配慮の不提供の是認、差別の温床になることが懸念される、「学校安心ルール」を、即時に廃止してください。

(回答)

「学校安心ルール」は、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的としています。各小中学校に対しては、「学校安心ルール」の運用について、児童生徒ひとりひとりの状況等を十分に踏まえ、対応について判断するよう指示しています。また、各校の「学校安心ルール」については、毎年、教育委員会においてその内容を点検しています。今後も校内教職員の共通理解、ならびに保護者及び関係機関等との連携のもと、児童生徒が安心できる学校づくりに向けて、「学校安心ルール」を適切に活用してまいります。

24. 発達障害、読み書き障害のある生徒たちの高校受験にあたっては、中学校での配慮措置の有無にかかわらず、本人・保護者からの申し入れに基づき、必要な配慮措置（合理的配慮）を講じてください。

(回答)

大阪府公立高等学校入学者選抜では、病気・負傷や障がいのある生徒等について、中学校長からの申請に基づき審査し、承認した受験上の配慮を行っております。配慮申請については、中学校長が本人及び保護者と十分に協議した後、申請書に対して具申し、本市教育委員会に副申を願ひ出ることとなっております。本市教育委員会といたしましては、大阪府教育委員会と連携し、入学者選抜においても合理的な配慮がなされるよう努めてまいります。

25. 放課後等デイサービスやいきいき、放課後育成クラブと学校との連携を積極的に行ってください。放課後事業所との「サービス調整会議」等への学校からの参加については、コーディネーターや支援級担任だけでなく、必要に応じて学校長や通常学級担任も参加するよう各校を指導してください。また福祉事業所との連携に関しまして、管理職向け説明会や園長会・校長会などで取り上げた際にはその関連資料、教育委員会として通知・連絡文書等を発出した場合にはその文書を、福祉事業所にも提示をするなど情報提供につとめてください。

(回答)

障がい児に対する支援に係る教育と福祉の連携については、厚生労働省及び文部科学省からも、学校と障がい児支援事業所等の緊密な連携、各機関が個別に作成する教育支援計画等や障がい児支援計画等の情報共有等を行う等、連携の強化について示されているところであり、本市におきましても、福祉部局と教育部局とが連携しながら、障がい児支援に関する施策を進めているところです。また、特別支援教育に係る管理職向け説明会、園長会や校長会を通じて、園長や校長を対象に、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業等の障がい児通所支援についての説明を行い、各校園との連携に努めています。障がい児を支える関係機関と学校とが、本人・保護者の願いをふまえて適切に連携し、よりよい支援が行われるよう引き続き校園長への理解啓発に努めてまいります。

26. 大阪市障がい者支援計画及び障がい福祉計画の各サービスの数値目標達成に向けた具体的な計画を明らかにしてください。とりわけ、地域生活支援拠点（障がい児・者の地域生活支援推進のための多機能拠点構想）について、大阪市としての整備方針を明らかにしてください。

(回答)

本市では、障がい者施策の基本的方向性を示す「大阪市障がい者支援計画」と、障がい福祉サービス等の必要なサービス見込量とその確保のための方策を定める「大阪市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がいのある人が個人として尊重され、その権利を実現し、持てる力を十分に発揮して社会参加するとともに、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、様々な施策を推進しています。障がい福祉計画及び障がい児福祉計画においては、国の基本指針に基づき、成果目標及び障がい福祉サービス等の必要

なサービス見込み量を設定しておりますが、設定する成果目標については、活動指標（各障がい福祉サービス等の利用実績等）の活用も図りつつ、計画の実施状況の把握・分析を行い、障がいのある方や学識経験者等で構成する障がい者施策推進協議会及び計画策定・推進部会等において評価・分析に関する議論を行い、意見等を踏まえ、目標の達成に向け必要な措置の検討を進めてまいります。地域生活支援拠点等は、障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、「相談」、「緊急時の受入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の各機能を、地域の実情に応じて整備するものです。本市では、社会資源の整備状況等を考慮し、事業者同士が連携して地域生活を支える面的な体制整備を基本として順次整備を進めています。整備状況に関しては、国が示す5つの各機能のうち、「相談」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」については、平成30年度より各区の障がい者相談支援センターを基幹相談支援センターと位置付けて支援体制の充実を図るとともに、障がい者相談支援調整事業の実施により整備を図っています。また、令和3年度より、相談件数の増加、相談者の課題の複雑・多様化に対応できるよう各区の障がい者基幹相談支援センターの職員体制の強化を図っています。「緊急時の受入れ・対応」については、令和元年度より「障がい者夜間・休日等緊急時支援事業」を、令和2年度より「障がい者緊急一時保護事業」を実施することにより整備を図っています。今後は、残る「体験の機会・場」の整備について検討を進めるとともに、すでに整備した各機能についても、障がいのある方が地域で安心して生活できるものとなるよう、機能の充実に努めてまいります。

27. 利用料1割負担を廃止するよう国に要望するとともに、大阪市独自の支援策を講じてください。

(回答)

自立支援給付における利用者負担については、利用者等の負担能力に応じた負担上限額が設定されています。この応能負担は、全国共通のものとして設定されるべきものであり、利用者負担の軽減措置として、所得水準に応じた段階的な負担上限月額の設定、補足給付や食費等に対する軽減措置、利用者負担により生活保護を受けることにならないようにするための減免措置等が設けられております。軽減措置につきましても、国に対し、利用者の十分な状況確認を行ったうえで、適切な軽減措置、制度改善を行うよう要望していきます。

28. 障がい支援区分認定について、大阪市として速やかに認定できるよう体制を整備してください。また認定調査員への研修を徹底し調査員によって違いが生じないようにしてください。

(回答)

大阪市では、平成24年2月に大阪市認定事務センター（以下、「認定事務センター」という。）を開設し、障がい支援区分認定の申請から結果通知までの一部のバックヤード業務を認定事務センターに集約することで、効率的かつ効果的な業務の遂行を図っています。また、障がい支援区分認定調査の実施にあたっては、高い調査技術と、中立性・公平性の維持が不可欠であり、より正確で迅速な調査を行うために、要介護認定調査事務の指定事務受託法人の指定を受けている事業者の持つ、認定調査を始めとした福祉業務に関する幅広い知識と経験、組織運営に関するノウハウを活用するなど、調査体制の整備を図っています。今後、調査件数の増加にも対応できるよう、より安定した調査体制の構築に向け、検討を進めます。障がい支援区分認定調査員の資質の向上については、認定調査員に対し、就任時だけでなく、理解を深めるための研修会を開催するなど、調査員マニュアル等国基準の周知徹底を図ってきました。今後も、より適切に区分認定が行えるよう、調査員への研修に努めます。

29. 相談支援の事業報酬は若干改善されたものの相談支援専門員の過重労働は解消されていません。大阪市として相談支援専門員の業務実態を把握して、過重労働の解決にむけた対策を国に求めるとともに、大阪市として必要な措置を緊急に講じてください。

(回答)

計画相談支援については、令和3年度の報酬改定において、基本報酬の引上げとともに報酬改定前の特定事業所加算に相当する段階別の基本報酬体系へ見直しが行われました。また、相談支援の展開において重要である業務のうち、多くの時間を要する業務について、加算の見直し及び創設が行われたところです。しかしながら、本市においては、相談支援専門員1名配置の事業所が全体の半数を占め、これらの事業所の継続的業務運営が課題であることから、大阪府と連携しながら、令和3年度の報酬改定による影響を注視しながら、国に対して、各事業所が安定的に運営できる報酬体系とするよう要望してまいります。本市としては、指定特定相談支援事業者等への後方支援として、各区障がい者基幹相談支援センターによる情報提供や専門的な助言等を行うほか、困難事例等への対応のため、区障がい者基幹相談支援センター等からの要請に応じてスーパーバイザーを派遣する体制を確保しているところですが、引き続き相談支援体制の充実に努めてまいります。

30. 自然災害などによる事業所建物の損壊やライフラインの停止などで止む無く事業所を休所した場合、運営費の減収等について具体的な救済策を国及び大阪府で講じてください。

(回答)

障がい福祉サービス事業所等では、災害が発生した場合、建物設備の損壊、社会インフラの停止、災害時対応業務の発生による人手不足などにより、利用者へのサービスの提供が困難になることが考えられます。一方、障がい福祉サービスは、障がい者、その家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、施設・事業所等において、災害発生時に適切な対応を行い、必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが重要です。こうした観点から、本年（令和3年）4月1日に改正された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）等において、災害発生時等における業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練の実施等が義務付けられることになったところです（令和6年3月31日までの間は、努力義務とする経過措置期間）。また、災害発生時においては、厚生労働省から被災に伴う介護給付費等の臨時的な取扱いが示されており、「令和元年台風第19号により被災した障害者等に対する支給決定等について」（令和元年10月15日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡）別添「令和元年台風第19号による被災に伴う介護給付費等（療養介護医療費、障害児通所給付費及び障害児入所給付費等を含む。）の取扱いについて」では、「6. 被災等のため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等が全壊等により、施設等の介護職員等及び利用者が避難所等に避難し、介護職員等が避難所にいる利用者に対し、障害福祉サービスを提供した場合、従前どおり介護給付費等を請求できるか。」との問いに対して「(答) 施設等において提供している障害福祉サービスを継続して提供できていると判断できれば、介護給付費等を請求することは可能である。(以下省略)」とされるなど、柔軟な対応が可能とされてきたところです。なお、当該取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）において同様となっています。

3.1. 入所施設の整備・建設をおこなってください。医療的ケアを含めた重度の方が安心して利用できる暮らしの場を市の責任で整備してください。

(回答)

入所施設の整備・建設については、国の基本指針において、施設入所者数の削減が基本となっており、本市の障がい者支援計画・障がい者福祉計画・障がい児福祉計画においても、施設から地域生活への移行の促進に取り組んでおります。また、入所施設の社会資源を維持するため、耐用年数の超過や経年劣化による老朽化施設の改築が必要な施設については、障がい福祉計画等における地域移行推進の観点から入所定員が増員とならない範囲で国と協議を行いつつ、助成や支援を行ってまいります。障がい者グループホームは地域生活を支える重要な社会資源であり、障がい者の地域移行を進める観点から、グループホームの設置を進めています。設置にあたっては、医療的ケアが必要な障がい者、強度行動障がい者、高齢重度障がい者等、重度の障がい者に対する支援を十分に行えるよう、サービス提供基盤の充実を図ることは重要な課題であると認識しております。整備を進めるうえでは、重度の障がいがあっても地域で暮らし続けられるよう検討することが重要であると考えており、引き続き障がいのある人を地域全体で支える体制の強化に努めてまいります。

3.2. グループホームをはじめとした24時間支援を行っている事業所への支援策を講じてください。

①障害者本人が希望する場合、障害が軽度であってもグループホームでの暮らしを継続して保障してください。

(回答)

グループホームは、現行制度において、障がい支援区分「非該当」の方から「区分6」の方までが利用することのできるサービスであり、地域での生活を希望される方や住み慣れた地域で暮らし続けたいという方が、障がい支援区分の軽重を問わず、必要な支援を受けながら、希望する地域生活を送ることができる大切な「住まいの場」として、重要な役割を担っているところです。グループホームでの地域生活を希望する障がい者が、障がい支援区分による利用制限を受けることのないよう国の動向を注視するとともに、適正な制度設計を行うよう国に対して要望してまいります。

②支援区分4以上または65歳以上の方で、日中系サービスが利用できない利用者に対してグループホームで日中支援を行った際に、日中支援体制加算（I）が支給されることになりました。しかし、平日だけが加算対象であったり、単価も利用者が2名であっても1名分と同額になったりと、十分なものではありません。重度や高齢の方が安心して生活できるよう、また日中支援が安定的に行えるよう、その改善を国に強く要望するとともに、大阪市として必要な支援策を講じてください。

③土曜日・日曜日・祝日や、日中支援事業所の休所や利用者が急病などで利用者がグループホーム内で過ごさなければならない際に、日中支援が十分に行えるよう報酬の改善を国に強く要望するとともに、大阪市として独自の加算・補助制度等の支援策を講じてください。

④利用者が帰省や入院等でグループホームを利用できない場合でも職員の配置は必要です。日割り実績払いの報酬ではなく月額報酬にするとともに基本報酬を引き上げるよう、国に働きかけてください。

(回答)

グループホームは、現行制度において、地域での生活を希望される方や住み慣れた地域で暮らし続けたいという方が、障がい支援区分の軽重を問わず、必要な支援を受けながら、希望する地域生活を送ることができる大切な「住まいの場」として、重要な役割を担っているところです。本市としましては、今後も引き続き障がい者の生活実態や障がいの状況を考慮し、必要とされるサービスの支給決定を行っていきたいと考えております。また、日中支援の体制については、平成 26 年度からのグループホーム一元化に伴い、国において、一定評価がなされているところですが、本市としては、グループホームが利用者に対して必要かつ十分な支援を行うことができるよう、実態に即した適正な報酬単価の設定を行うよう国に対して要望しているところであり、今後も引き続き、日中支援加算のさらなる充実等、グループホームの安定した事業運営が図られるような十分な財政的支援や制度の充実等について、国に対して要望してまいります。

⑤グループホーム利用者の通院介護に移動支援のヘルパーが利用できるようにしてください、現行の通院介護によるヘルパー派遣は、慢性疾患の定期通院や月 2 回を限度とするなど、突発的な病気や怪我には利用できません。利用内容や回数制限をなくしてください。

(回答)

グループホームにかかる通院等介助については、基本的に日常生活の支援の一環として世話人や生活支援員がその役割を担うこととなりますが、平成 19 年度から慢性疾患の利用者がいる場合、定期的に通院を必要とし、世話人等が個別に対応することが困難な場合があることから、月 2 回まで利用が可能となりました。また、急病など緊急避難的な対応が必要な場合は、移動支援事業による対応も可能としているところです。本市といたしましては、グループホームが安定的かつ継続的に運営できるよう、適正な報酬や職員配置基準等の制度の見直しについて引き続き国に対して要望してまいります。

3.3. グループホームの土地・建物の購入・建設及び改修について、設備整備補助を拡充してください。

①高齢化・重度化などにより介護度が高くなる利用者が安心して生活できるよう、建物改修や備品購入などの補助額ならびに適用箇所数を拡充してください。

②スプリンクラーや自動火災報知機等の消防設備の設置には高額な費用がかかります。事業者の持ち出しをなくし、全額公費で整備できるようにしてください。

③市営住宅をグループホームとして活用する場合の消防設備の整備は、維持費も含めて大阪市の負担で行ってください。

(回答)

本市におきましては、グループホームは障がい者の地域生活を支える重要な社会資源であるとの認識にたち、グループホームの設置を促進するため、社会福祉法人等が、市内で新規に整備を行う障がい者グループホームに対し、国の社会福祉施設等施設整備費補助の対象外である、住宅の賃貸借、購入、住宅改造に関する補助、備品購入にかかる経費の補助を実施しているところです。また、障がい者の重度化・高齢化を踏まえ、障がい者の地域移行を進める観点から、グループホームにおいて、重度障がい者や高齢障がい者に対する支援を十分に行えるよう、サービス提供基盤の充実を図ることは重要な課題であると認識しており、国に対しては、適正な報酬単価の設定を行うなどグループホームの報酬を引き上げること、今後もグループホームの設置を推進できるよう対策を講じるとともに、円滑な設置が進むよう事業者の必要経費等に対し、十分な補助を行うための財政措置を講じることを引き続き要望してまいります。スプリンクラー等の消防設備の設置義務につきましては、建築基準法上の取扱いに関する府下の申し合わせを行い、市消防局においては消防設備等の設置に係る特例基準が設けられているところであり、本市指定グループホーム事業者の対応状況等については、定期的に設置状況調査を実施し、把握を行っているところであり、今後も引き続き、グループホームに入居される障がい者の方々が地域で安全・安心な生活を送ることができるよう、各関係機関と連携しながら状況把握に努めてまいります。スプリンクラーの設置につきましては、令和 3 年度も継続されている国の社会福祉施設等施設整備費補助金を引き続き活用していくとともに、本市においても、平成 30 年度より賃借及び購入した家屋の住宅改造のうちスプリンクラー設備の設置にかかる工事費補助を実施しているところです。入居者がグループホームでの暮らしを安心して継続することができるよう、また、安定した事業運営が図られるよう、必要な対策及び十分な財政措置を講じることを講じるよう国に対して引き続き要望してまいります。また、今後も引き続き、グループホームを取り巻く本市状況を踏まえながら、本市補助制度の内容について検討を行い、グループホームの適切な整備に向け取り組んでまいります。また、市営住宅を含めグループホームに入居される障がい者の方々が地域で安全・安心な生活を送ることができるよう、今後も引き続き各関係部局と連携してまいりたいと考えております。

34. 短期入所（ショートステイ）事業を利用者の実態に即して抜本的に拡充してください。

- ①必要な時にいつでも利用できるようなショートステイ個所数を増やしていくために、グループホーム整備費・設備整備費と同様の補助金制度を創設してください。
- ②緊急時に利用できるような、緊急枠として空床を確保するための補助制度を創設してください。
- ③各行政区にショートステイ利用相談窓口を設置してください。
- ④強度行動障害の利用者が安心してショートステイを利用できるよう、職員加配等の支援策を講じてください。
- ⑤親の高齢化等に伴う「ロングショート」の実態を調査し、早期にその解消を図ってください。

（回答）

短期入所の利用を希望する人が、必要な時に利用できるようにするためには、サービス基盤の確保が必要であるため、国に対し報酬単価改定を含む制度の見直し等を引き続き働きかけてまいります。また、利用が必要な時に円滑に利用できるようなサービスにかかる情報提供等の仕組みづくりについて検討していきます。

35. 生活介護事業を希望する全ての障害者が利用できるよう、障害支援区分による利用条件の緩和を国に強く求めてください。

（回答）

生活介護事業は、障がいのある方にとって、地域で生活するうえで必要な社会参加や日常生活を行う上で重要な支援であると考えております。本市といたしましては、支援を必要とする障がい者のニーズに対し必要な支援を提供できるよう、適切な報酬単価の設定等を国に対して引き続き働きかけを行ってまいります。

36. 就労継続A型事業所について、不適切な運営・支援内容とならないよう監査・指導を徹底してください。

（回答）

就労継続支援A型事業所（以下「A型事業所」といいます。）は、一般就労が困難な障がいがある方に対し、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う障がい福祉サービスです。A型事業所は、他の障がい福祉サービスと異なり、原則として労務関係諸法の適用を受けることから、関係法令に対する様々な届け出、経営状況の的確な把握など、より厳密な運営が求められています。本市では、平成19年4月2日付け厚生労働省通知「就労移行支援事業、就労継続支援（A型、B型）における留意事項について」によるほか、平成29年3月30日付け厚生労働省通知「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」に基づき、市内のA型事業所に対し、事業内容や運営状況の照会を実施するとともに、運営状況によっては経営改善計画書の提出を求めています。また、支援内容についても、随時、苦情・通報を受け付けているほか、不適切な支援や運営基準違反が疑われる場合には個別に実地指導を行っております。また、定期的に行う実地指導におきましても、通常事業所として保管すべき従業者の勤務状況や利用者の利用状況、個別支援計画の目標設定が適切かどうかに加え、新型コロナウイルスによるものも含めた在宅支援の内容が国通知等に基づき適切に行われているかどうかの確認等を実施しています。また、従業者及び利用者の賃金台帳や障害者総合支援法並びに労務関係法令にかかる届出が適切に行われているかどうかについても確認を行い、関係諸法の違反が疑われる場合は、労働基準監督署や職業安定所等にも情報提供を行っております。引き続きA型事業所の適切な運営に向けた指導等を推進してまいります。

37. 大阪市の同行援護事業について、利用者の社会参加を制限することのないよう、東大阪市や枚方市などのように、利用時間上限51時間を80時間に延長してください。また、ガイドヘルパーを通勤・通学時に利用できるよう国に要望するとともに、大阪市として独自に支援策を講じてください。

（回答）

大阪市では、同行援護について、一月あたり障がい者（18歳以上）については51時間の支給基準時間を設けております。一月あたりの支給量については、面接等聴き取りにより生活状況や障がい状況の確認及び必要とするサービス時間を勘案し、支給基準時間の範囲内で必要量について決定することを基本としています。支給基準時間を超える場合は、区役所と福祉局で協議を行い、審査会に諮った後、区役所で支給決定することとなります。同行援護での外出において、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出等は対象外となっております。今後、国の動向を注視しつつ、必要な見直しや国への要望等について検討してまいります。

38. 居宅介護支援を拡充してください。

- ①居宅介護事業所においてヘルパーが慢性的に足りないため、利用者からの希望に応えることができないケースが多く、支給時間があっても利用できない状況があります。ヘルパー不足を解消するために、安心して働き続

けられる報酬単価となるよう国に強く要望を続けるとともに、大阪市としてヘルパー確保のための対策を講じてください。

(回答)

障がい者の居住地の地域性や生活実態に即したサービス水準が保てるとともに、障がい福祉サービス等事業者が適切な支援を安定して実施できるよう、本市としても国に対してサービス提供の現状に基づく様々な事業報酬の改善等を要望しているところです。今後とも、障がいのある方に対するサービスを安定的に提供するために、居宅介護事業所等において十分な職員配置が行えるよう、引き続き報酬の改善を要望してまいります。

②ヘルパーとして提供できる活動内容を制限しないでください。居宅内だけに限らず入院時、通勤・通学、育児や家族支援を含めて使用を認めてください。また、通院介助時に院内介助を制限することは絶対にしないでください。

(回答)

障がい福祉サービスのサービス内容につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により定められており、法に基づきサービス提供が行われております。今後とも適切なサービスが提供されるよう努めてまいります。また、通院等介助時の院内介助につきましては、基本的に院内のスタッフにより対応されるべきものでありますが、医療機関のスタッフによる対応ができない場合であって、障がいの状況等により院内の介助が必要と認められる場合には、通院等介助において院内介助の対応を行っております。

39. 移動支援事業の拡充とヘルパー確保に向けて支援策を講じてください。

①障がいのある人が、通勤や通学等社会生活を行う上で必要な移動支援を個別給付の事業として新たに設けるよう国に要望するとともに、大学修学支援のように大阪市として独自に支援策を講じてください。

(回答)

本市における移動支援事業のサービス内容については、支援費制度の時と同じ「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」で「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としております。通学、通所など「通年かつ長期にわたる外出」については基本的にサービスの対象としておりませんが、保護者等の冠婚葬祭や入院等により通学や通所が困難な場合には、緊急避難的な対応として一定期間の利用を可能とし、日中活動の継続を支援できるように努めています。本市としましては、今後の国の動向を注視しつつ、他の指定都市等と連携しながら移動支援事業を個別給付とするよう国に対し働きかけるとともに、個別給付化にあたっては通所や通学等にかかる外出について、福祉政策のみならず、関係省庁が役割分担や連携について早急に調整し、具体化するよう引き続き要望してまいります。

②ガイドヘルパーの確保に向けて早朝加算等の加算制度を大阪市独自に設けてください。

(回答)

移動支援事業は障がい者の社会参加や地域生活において必要不可欠な支援であり、ガイドヘルパーの確保が円滑に進むためにも、障害者総合支援法における自立支援給付として明確に位置づけて実施することが重要であると考えます。今後とも国に対し、自立支援給付に位置付けるよう制度改正等を要望するとともに、障がいのある方のニーズに対応できるだけの十分な財源措置等を講じるよう要望してまいります。

③1か月の移動支援時間数の上限51時間を拡大してください。また、利用時間が月の支給時間に満たなかった場合は翌月に持ち越すことができるなど、柔軟に利用できるようにしてください。

(回答)

大阪市では、移動支援について、18歳以上の障がい者は1月あたり51時間の支給基準時間を設けております。1月あたりの支給量の決定については、面接等聴き取りにより生活状況や障がい状況の確認及び必要とするサービス時間を勘案し、支給基準時間の範囲内で必要量について決定することを基本としております。支給基準時間を超える場合は、区役所と福祉局で協議を行い、審査会に諮った後、区役所で支給決定することとなります。今後とも個々の状況を踏まえたサービス提供に努めてまいります。

④1か月単位の利用時間ではなく、他市で実施しているように3か月単位で繰り越し利用ができるようにしてください。

(回答)

大阪市では、移動支援について、18歳以上の障がい者は1月あたり51時間の支給基準時間を設けております。1月あたりの支給量の決定については、面接等聴き取りにより生活状況や障がい状況の確認及び必要とするサー

バス時間を勘案し、支給基準時間の範囲内で必要量について決定することを基本としております。支給基準時間を超える場合は、区役所と福祉局で協議を行い、審査会に諮った後、区役所で支給決定することとなります。今後とも個々の状況を踏まえたサービス提供に努めてまいります。

⑤ろう重複障害者の通学・通所の支援を拡充してください。聴覚障害者にむけた社会資源が乏しい現状において、ろう重複障害者は介添人なしでは通学・通所できません。親が病弱であったり、就労している場合は大変な負担がかかっています。介添人の傷病時等も含めて移動支援事業を利用できるようにしてください。

(回答)

本市における移動支援事業のサービス内容については、支援費制度の時と同じ「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」で「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としております。通学、通所など「通年かつ長期にわたる外出」については基本的にサービスの対象としておりませんが、保護者等の冠婚葬祭や入院等により通学や通所が困難な場合には、緊急避難的な対応として一定期間の利用を可能とし、日中活動の継続を支援できるように努めています。移動支援事業の通所や通学等にかかる利用につきましては、福祉政策のみならず、関係省庁が役割分担や連携について早急に調整し、具体化するよう、個別給付化とあわせて引き続き要望してまいります。

40. 児童を対象にした相談支援事業所を増やし、児童への相談支援体制を抜本的に充実してください。そのために大阪市として講じた昨年度・今年度の取り組みについてその状況を明らかにしてください。また、相談支援事業所を利用する児童の家族・関係者と在籍校との連携が図られるよう、事業所・学校に働きかけてください。

(回答)

児童が、様々な障がい福祉サービス等の中から、保護者の意向やその障がい特性、発達段階に応じた支援を利用し、将来にわたって地域の中で自立した暮らしを続けていくために、相談支援事業所が担う役割は大きいと考えています。障がい児相談支援については、これまでその報酬体系について、業務実態に合わせて適切に見直すよう他都市とともに国へ要望を行い、令和3年度報酬改定においては報酬の引き上げ等も一定行われたところです。加えて本市では、指定特定相談支援事業、障がい児相談支援事業の円滑な実施のため、相談支援専門員を対象とした研修を毎年実施しているほか、各相談支援事業所の後方支援機能を持つ各区基幹相談支援センターについても、各区の実情を踏まえた人員等の体制強化を図ってまいりました。あわせて、障がい児相談支援事業をはじめとした障がい児支援については、児童が在籍する学校等との連携が重要であることから、積極的な制度周知を図ってまいります。今後も引き続き、障がい児相談支援の充足状況を注視しながら、相談支援を必要とする児童やその家族に対する相談支援体制の充実に努めてまいります。

41. 相談支援事業所を市の責任で計画的に増やしてください。また、相談支援専門員の質を高め、計画相談だけでなく一般相談、総合的な相談にもしっかりと対応できるようにしてください。

(回答)

計画相談支援の利用を希望する方が円滑に利用できるような基盤整備や、計画相談支援事業所が安定的に事業運営できる体制づくりは重要であると考えております。令和3年度の報酬改定による影響や、新規参入する事業所・廃止する事業所の動向等を注視しつつ、国に対して、相談支援事業所の参入が進み、事業所運営が成り立つ報酬体系とするよう要望してまいります。また、相談支援専門員の増員を促進するにあたっては、相談支援の質それを担う人材の確保が重要となることから、相談支援従事者研修を実施している大阪府と連携しながら取組を検討してまいります。本市では、障がい者相談支援調整事業の実施により相談支援専門員に対する研修を実施するほか、各区障がい者基幹相談支援センター等での大阪府の相談支援従事者研修の課題実習の受け入れ等を通して地域の相談支援事業者の人材育成に努めているところですが、相談支援の質を向上するうえでは、継続的な相談支援専門員への研修が重要であると考えておりますので、研修会等がより受講しやすく充実したものとなるよう努めてまいります。

42. 地域活動支援センターの委託料や各種加算等について、大阪市独自の改善措置を講じてください。

①地域活動支援センターは他の事業に繋がりにくい方々の居場所になるなど、障害当事者にとってなくてはならない存在です。支援の充実や職員確保につながるよう、委託料をせめて生活介護事業の報酬単価と同等以上に引き上げてください。

②委託料の算定について、障害の特性に配慮して通院など必要不可欠な事由については出席扱いすることや、委託費を年間の平均利用者（あるいは年度当初の利用登録者）数で算定するなど、実態に即したものとしてください。

い。加算制度を実態に即した内容に改善してください。

③利用者減員による委託費減額は事業運営に深刻な影響を与えます。地域活動支援センターの安定した運営に向けて、委託費の根拠を明らかにするとともに返金時期など減額手続きについて実態を踏まえた対応を行ってください。

(回答)

地域活動支援センター事業（活動支援A型）の委託料については、前年度の平均利用人数を基礎として、利用人数規模や事業を推進するための体制及び業務遂行上必要となる物品・役務等にかかる経費の積算に基づき算定しております。委託料の算定については、緊急性や効果的な支援を図るために職員が自宅へ訪問したり、病院へ付き添うなどの直接支援を行った場合、その日報やサービス提供記録等を作成するなどにより、支援内容等を記録することを前提として出席扱いすることは可能としています。また、運営実態や利用者の実態に即した事業内容となるよう、基本委託料に加え、それぞれの事業者が選択して行う事業への加算や、建物等賃貸借加算、重度・重複障がい者支援加算等を行っており、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う社会資源として安定した運営ができるよう支援に努めております。基本委託料については、運営実績を反映したものとするために前年度平均利用人数に基づき算定しているところですが、当該年度平均利用人数を反映し、10人の基準に満たない場合には1人減する毎に45万円ずつ減した金額で、下半期の支払いを行い、年度末には上半期と下半期の委託金額の合計と確定後の委託金額の差額について精算し、追及または戻入を行っているところです。委託金額の確定については、実績報告書の提出後、速やかに委託金額確定通知書により通知し、運営が損なわれないよう努めてまいりたいと考えております。

43. 入院時コミュニケーション支援事業の対象者や支援内容を拡大して、個々のニーズに対応した制度に充実させてください。

(回答)

本市では、重度の障がいのため意思疎通に支援が必要な方が入院された場合に、普段ご利用のホームヘルパーをコミュニケーションサポート事業従事者として派遣し、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図る目的として、平成20年10月から大阪市重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業を実施しています。現在は、①大阪市在住の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児 ②居宅介護又は、重度訪問介護（区分4～5）の利用者 ③単身生活者又はこれに準じる方 ④障がい支援区分の認定調査項目のうち、コミュニケーションの項目が「日常生活に支障がない」以外と認定されている方 ①～④すべてに該当する方を対象としています。また、重度訪問介護（区分6）を利用中の方については、重度訪問介護サービスの中で、入院時コミュニケーション支援等のサービスが可能となっています。本事業は、コミュニケーションの支援が必要な方に対して入院時における支援を途切れさせることなく治療にかかるコミュニケーションを確保するための大切なサービスであると考えており、今後とも必要なサービスを提供できるように努めてまいります。

44. 日常生活用具給付等事業を拡充してください。

①紙おむつは、障害により継続的な使用が必要な場合は、原因疾患に関わらず支給してください。

(回答)

紙おむつにつきましては、給付対象者の要件を、ぼうこう・直腸機能障がい者でストマ用装具を装着することができないなど紙おむつが必要な方や、乳幼児期以前に発生した非進行性の脳病変による脳原性運動機能障がいにより排尿もしくは排便の意思表示が困難な方で、紙おむつを必要とする方にしており、平成30年4月より下肢機能障がい又は体幹機能障がいの2級以上で、かつ知的障がい、音声・言語機能障がい、呼吸機能障がい起因となり排尿もしくは排便の意思表示が困難な方や難病等のある方で、その疾病が起因となり下肢機能又は体幹機能に障がいがあり、かつその疾病が起因となり排尿もしくは排便の意思表示が困難な方で、紙おむつを必要とする方について給付対象者に拡充しております。日常生活用具給付事業につきましては、毎年1回、検討会議や区担当者会議を設け、市民の方からのご要望などにつきまして日常生活用具の種目や耐用年数、要件等は、その目的をふまえながら、市場や他都市調査、有識者から意見などを聴取し、拡充などを検討してまいります。

②特殊寝台等の日常生活用具を65歳以降も障害福祉で支給されるようにしてください。また一律に耐用年数を決めるのではなく個々の状況に応じて臨機応変に対処してください。またレンタル方式の実施について検討してください。

(回答)

自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方につきましては、国の通達などにより介護保険制度が優先されることとなりますが、利用する用具が介護保険の対象であっても、介護保険給付を一律に優先させるのではなく、利用者が必要としている用具が介護保険給付により対応可能か否かを適切に判断することとされ

ております。そのため、利用者の生活に急激な変化が生じないように配慮しつつ、まずは要介護認定等の申請を行っていただき介護保険給付をどの程度利用できるかを把握することが適当であるとされております。よって、要介護認定等の申請を行わない方に対し、申請しない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけることとされております。本市におきましては、各区の自立支援給付や介護保険制度の担当者に対して研修を実施し、介護保険の対象となった障がい者であっても、障がい状況等から必要と認められる給付が介護保険給付では十分に確保できないと判断される場合は、必要に応じて重度障がい者日常生活用具の給付ができるようにしております。今後とも引き続き、介護保険の対象となった障がい者に対して介護保険給付を一律に優先させることがないよう、また、要介護認定等の申請について利用者の理解が得られるよう努めながら、本人の心身の状況等を考慮した給付を行ってまいります。また、日常生活用具につきましては、それぞれに耐用年数を設定しており、同一の用具の再支給は、耐用年数を経過していることを原則としていますが、障がい状況の変化や本人の責任に拠らない事情により亡失・棄損した場合は、例外的に、新たに必要と認められる用具を再支給できるようにしております。

③重度の視覚障害者が加齢により難聴を併発した場合、軽度であっても生活に大きな支障を来します。重度視覚障害者が軽度難聴となった際には、集音器を日常生活用具として給付してください。

(回答)

集音器は、医療機器としての承認を得ておらず、安全性や機能性等の確認ができないことから日常生活用具の対象品目とすることは困難でございます。日常生活用具は、障がい認定された身体障がいにより生じる日常生活上の支障を軽減することを目的とした福祉用具であり、補装具は、障がい認定された身体障がいの部位に対して、当該障がいにより喪失もしくは制限を受ける身体機能を補完または代替する福祉用具でございます。そのため、聴覚機能を補完する福祉用具である補聴器につきましては、聴覚障がいにより身体障がいの認定を受けた方が支給対象者となり、聴覚障がいに該当しない程度の軽度難聴の方は支給対象者にはなっておりません。軽度の難聴がある重度視覚障がい者に対して、生活上の支障を改善するため、日常生活用具の要件等は、その目的をふまえながら、市場や他都市調査、有識者から意見などを聴取し、拡充などを検討してまいります。

④すべての聴覚障害児・者のいる家庭に屋内信号装置を給付してください。また、給付条件の撤廃を国に働きかけてください。聞こえる同居家族がいる場合は給付対象外となり家族に負担が強いられています。家族の中でも聞こえない人の負担を軽減できるようにしてください。

(回答)

屋内信号装置は、聴覚障がいのある方が独居されている場合、来客時の玄関の呼び鈴や目覚まし時計等の機能を補完するための日常生活用具であり、音を光や振動で知らせる装置でございます。聴覚障がい2級以上の聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯として、障がい者と65歳以上の高齢者のみの世帯や障がい者と小学生以下の児童のみの世帯、また同居人が就労等のため日中8時間以上留守になり、その間障がい者のみとなる世帯を対象として給付しております。今後も障がいのある方などに充分配慮した負担軽減策を実施した上で、必要とする日常生活用具を安心してすべての障がいのある方が利用することができるよう市場や他都市調査、有識者から意見などを聴取し、拡充などを検討してまいります。

45. 「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」や「障害者総合支援法の地域生活支援事業」に照らして、手話通訳者派遣事業、ろうあ者生活相談事業、中途失明者訪問指導事業の予算を大幅に拡充してください。

(回答)

当該事業の予算につきましては、各事業が障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置付けられている事業であり、聴覚・言語に障がいのある方々の日常生活に必要な不可欠なコミュニケーションの確保、また、中途失明者を含む身体障がい者が日常生活を営むうえで、障がいの特性に応じた支援や訓練を行っていく必要があることから事業の重要性は十分認識しており、所要の財源確保に引き続き努力してまいります。

46. 大阪府役所及び各区役所に手話通訳者を正規職員として設置してください。また、設置するまでの間は、暫定措置として対面通訳の必要性に鑑み、手話通訳者派遣事業の委託先職員の巡回等による予算の確保も含めて対応を図ってください。

(回答)

聴覚・言語に障がいのある方々の支援としまして、手話通訳者派遣業務や聴言障がい者生活相談業務で専任者を配置して事業を実施しております。

聴覚・言語に障がいのある方々のコミュニケーション手段確保及び生活相談の重要性については本市としても認識しており、今後とも円滑に事業運営できるよう、努力してまいりたいと考えています。引き続き、区役所への

手話通訳者の配置など手話で対応できる市民窓口の充実に向けて、検討を進めてまいります。

47. 福祉施設や福祉事業への指定管理やプロポーザルなど、入札制度の導入をやめてください。プロポーザル方式ではなく、対象者である聴覚障害者と業務従事者が安心できる委託方式に改めてください。

(回答)

福祉施設の管理運営については、多様化するニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として、平成16年度から順次、各施設に指定管理者制度を導入してまいりました。指定管理予定者の選定は、本市の「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」に基づき、具体的な選定項目及び配点を定め、事業計画内容や提案金額等を総合的に考慮して選定を行うこととしておりますが、利用者へのサービスの質の確保又はさらに向上させる必要がある施設については、ガイドラインにおいて配点が50点(満点100点)とされている価格点評点の配点を下げ、施設の管理運営やサービスに関する提案内容を重視するなどして選定を行っております。(以上福祉局総務部総務課)

福祉事業の業務委託契約における契約方法については、法令等に則り、価格のみにより事業者を選定する「競争入札」や、価格のみによることなく、業務内容等が最も優れた提案を採用する「公募型プロポーザル方式」等、その事業の性質や目的により契約手法を選択し、事業者を決定しているところです。今後とも、事業内容に応じて、最適な契約手法により事業者を決定してまいります。(以上福祉局総務部経理・企画課)

業務内容が専門的であり継続性が要求される業務などについては、事業者選定の仕方、契約手法を慎重に考えていく必要があります。聴覚障がい者コミュニケーション支援事業については、令和3年度より、契約方法の見直しを行っております。本市としましては、市民の皆様にご理解を頂くうえで、適切な契約手法を選択していく必要があることから、業務の特性を十分理解したうえで選択していきたいと考えています。(以上障がい福祉課)

48. コロナ禍や各種災害などに対応するための聴覚障害者にむけた情報配信などの配慮措置を、大阪市が率先してとりこんでください。聴覚障害者への情報発信に重要な役割を果たす聴覚障害者情報提供施設を大阪市として設置してください。

(回答)

本市では身体障害者福祉法第34条に基づく施設の役割と同等の事業である手話通訳者派遣事業や手話奉仕員養成事業等を、聴覚障がい者の方に対して実施しているところであります。現在、本市において聴覚障がい者情報提供施設の設置予定はありませんが、引き続き、聴覚に障がいのある方への必要なサービス提供に努めてまいります。

49. 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で身体障害者手帳の交付対象となっていない児童に対する補聴器の修理代の支給を行い、保護者の経済的負担を軽減するように配慮してください。

(回答)

本市では、平成23年度より両耳の聴力レベルが60デシベル以上70デシベル未満の身体障がい者手帳の交付対象となっていない18歳未満の児童に対する補聴器購入費の一部を支給しており、平成28年度より対象者の範囲を30デシベル以上に拡大し実施しております。また、令和3年4月1日から30デシベル以上70デシベル未満の身体障がい者手帳の交付対象となっていない18歳未満の児童に対する補聴器の修理代の一部を助成しております。引き続き、国に対しても身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児を対象とする補聴器の交付事業に対して財政措置を講じるよう要望してまいります。

50. 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和2年6月12日公布)が制定されました。聴覚障害者の電話の利用の円滑化を図るため、市役所が主導して公共施設における手話対応型公衆電話ボックス(例「手話フォン」など)を設置してください。

(回答)

現在、「手話フォン」については、一般財団法人日本財団電話リレーサービスが空港等の施設に設置しています。聴覚・言語に障がいのある方々の自立した日常生活及び社会生活の確保やコミュニケーション手段の確保の重要性については本市としても認識しております。

51. 市や各区の(障害者自立支援)協議会を活性化させて、当事者や家族の生の声をもとに地域課題を整理しその解決にむけた取り組みを強化してください。また大阪市として各区の協議会の活動状況を把握して、取り組みが十分でない行政区の底上げを図ってください。

(回答)

地域自立支援協議会は、障がいのある方を地域で支えていくための体制づくりにおいて、中核的な協議の場で

あり、大変重要な役割を果たしていると認識しております。本市の地域自立支援協議会には障がい当事者も参画いただいております。障がい者の生活実態等を踏まえた課題検討に努めております。また、各区の地域自立支援協議会では、相談支援部会を始めとする様々な部会が設置され、事例検討や、ネットワーク構築のための事業者間での情報交換が行われるなど、地域の実情に応じた取組が進められています。当事者部会を設置して生の声の反映に取組んでいるところもあります。本市では、各区の活動状況を取りまとめ、各区への情報提供や連絡会の開催等を通して、引き続き地域自立支援協議会の活性化に努めてまいります。

5 2. ろう者のスポーツ参画を拡充するために、スポーツ競技団体に限らず一般の障害者団体にも「団体競技スポーツ大会出場奨励金」を交付してください。また、デフリンピックや国際や全国規模の競技大会のメダリストや入賞者に対する表彰および報奨金制度を設けてください。

(回答)

大阪市では、障がい者スポーツの普及、振興を図り、障がい者福祉の発展を目的として、スポーツ競技団体に限らず一般の障がい者団体を含め、その事業目的に合致する個人及び団体を対象に次のとおり実施しております。

1 大阪市障がい者スポーツ振興助成事業 (1) 助成対象者 市内に在住する障がい者及び本市障がい者スポーツの振興に寄与する団体 (2) 助成対象事業 ア 障がい者スポーツ大会の選手等の派遣に関する事業 イ 障がい者スポーツの研究、研修に関する事業 ウ その他障がい者スポーツの振興に関する事業 2 大阪市重度障がい者(児)スポーツ・文化振興事業 (1) 助成対象者 市内に在住する重度障がい者(児)及び本市重度障がい者(児)スポーツ・文化の振興に寄与する団体 (2) 助成対象事業 ア 重度障がい者(児)スポーツ・文化の研究、研修に関する事業 イ その他重度障がい者(児)スポーツ・文化振興に関する事業 また、本市の障がい者スポーツに関する表彰制度として「大阪市障がい者スポーツにかかる市長表彰基準」を定め、パラリンピック競技大会に我が国の代表選手として出場し、第1位から第8位までに入賞し、大阪市の障がい者スポーツの振興に寄与された方のほか、特別に必要と認められた方に対して表彰を行っております。なお、パラリンピック競技大会のメダリストなどに対する報奨金制度については、国において実施されています。

5 3. 長居障がい者スポーツセンターの建て替え整備を行い、機能を拡充してください。

- ①建て替えに際しては広く利用者・関係者の声をきき、それぞれの希望に沿ったものとなるように最大限の配慮を行ってください。
- ②長居障がい者スポーツセンターが日本のパラスポーツの草分けとして果たしてきた役割に鑑み、パラスポーツの歴史とこれからの発展方向を示す展示室を整備するなど、パラスポーツ研究の発展に寄与できる機能を備えてください。
- ③性的マイノリティの方々も含む多様な人たちの利用に供するため、施設設備や機能を抜本的に強化してください。
- ④巨大地震や豪雨災害などの発生を見込み、通常の避難所等での避難生活が困難な方に対して、有効な支援を提供するための機能を持ったものとして整備してください。
- ⑤各種団体の合宿等にも活用できるよう宿泊施設を併設してください。
- ⑥スポーツ施設としての機能だけでなく、障害者の文化活動やサークル活動などに資するため、会議室、調理室、音楽室など多様な機能を整備・拡充してください。

(回答)

大阪市では、障がい者スポーツ振興を通じた障がいのある方の自立と社会参加の促進を目的として、長居障がい者スポーツセンター及び舞洲障がい者スポーツセンターを設置しております。障がい者スポーツセンターでは、障がいのある方が利用しやすいよう、ハード面、ソフト面にわたって様々な障がい特性に配慮した施設であり、障がいのある方に安心してスポーツができる環境を提供するのみならず、スポーツやレクリエーション活動を通じて、障がいのある方同士の交流の場を提供するほか、障がい者スポーツを振興するための人材育成など、様々な障がい者スポーツ振興事業に取り組んでおり、障がい者スポーツの拠点施設として、重要な役割を果たしております。そのような中、本市では「ニア・イズ・ベターの観点」から、身近な地域での障がい者スポーツの普及とともに、「持続可能な行財政運営の観点」から、障がい者スポーツセンター2館体制の今後あり方や長居障がい者スポーツセンターの建替えについて、全市的な視点で検討を進めています。なお、ご要望いただいた内容については、真摯に受け止め、市民サービスの最大化をめざして検討を行ってまいります。(令和3年10月19日時点)

5 4. いわゆる「読書バリアフリー法」の趣旨を尊重し、仙台市が本年1月より実施しているように、日常生活用具の視覚障害者用ポータブルレコーダーの障害等級の制限を撤廃して、希望するすべての視覚障害者が受給できるようにするとともに、点字図書価格差保障制度を見直し、障害の程度および読書形態を配慮して拡大

図書や録音図書にも対象を広げ給付してください。

(回答)

日常生活用具は、障がいにより生じる日常生活上の困難や支障を軽減・解消することを目的として給付しており、それぞれの用具を必要性ふまえて給付要件を設定しております。視覚障がい者用ポータブルレコーダーについては、別の日常生活用具である視覚障がい者用拡大読書器（等級に関わりなく視覚障がいのある方を対象として給付）を用いても、視覚からでは情報を得ることができない方の情報収集の補完することを目的としているため、重度の視覚障がい（2級以上）の方を対象にしております。また、点字図書購入時の一般図書との差額給付については、日常生活に必要な図書からの情報を得る場合、一般図書よりも高額な点字図書を購入する必要があることから、一般図書との差額分を助成する制度にしています。視覚障がい者が受給できるようにするとともに生活上の支障を改善するため、日常生活用具の要件等は、その目的をふまえながら、市場や他都市調査、有識者から意見などを聴取し、拡充などを検討してまいります。

55. 障害者差別解消法に基づく合理的配慮として、各区・各局および大阪市認定事務センターから視覚障害者家庭に送られてくる文書については、封筒表面に内容物の表題と担当部署名および連絡先電話番号を点字と拡大文字で記入するとともに、希望者には文書の内容を、点字または音声もしくは拡大文字によって提供してください。また、これまで点字表示されていたにもかかわらず、最近になって、点字表示されなくなるケースが多く見受けられます。各区・各部局における担当職員交代の際の業務の引き継ぎを徹底するなどして継続性を担保してください。

(回答)

大阪市認定事務センターからは、「障がい福祉サービス更新手続きと訪問調査（障がい支援区分認定の手続き）のお知らせ」等をお送りしています。視覚に障がいのある方への文書の点字化等については、ご希望の方に封筒表面の内容物の点字記載等できる限りの対応を行います。また、障害者差別解消法に基づく合理的配慮とは、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮のことをいい、これまでも関係各所に対し周知・啓発を行ってきたところです。行政機関としては視覚障がいのある方に対する文書の点字化や拡大文字のによる表示、音声情報の提供などをできる限り行うことは必要な合理的配慮であると考えことから、より一層理解が深まるよう、今後も引き続き周知・啓発に努めてまいります。

56. 視覚障害者家庭の粗大ゴミ収集について、以前は、最寄りの環境事業センターに電話をすれば、引き取りに来ていただけたのですが、制度が後退し、市内に身内が居住している場合、この制度が利用できなくなりました。つきましては、ぜひ元に戻していただくとともに、他の環境事業センターの対応についてもお教え願います。また、粗大ごみ受付センターの電話番号については、携帯電話からの問い合わせに配慮してナビダイヤルではなく一般の固定電話番号に改めてください。

(回答)

大阪市ふれあい収集実施要綱第2条で、ふれあい収集を受けることができる者の条件を定めており、親族等が大阪市内に居住していない者（粗大ごみのふれあい収集に限る。）としております。粗大ごみは、土曜日・祝日など収集日を排出者が選択いただくことが可能であることから、市内に居住するご親族等がおられる場合などは、その方に排出をお願いいただくこととしておりますが、個々の事情をお聞きした上で、柔軟な対応を心がけてまいります。また、携帯電話からの粗大ごみ受付につきましては、平成31年にインターネットによる受付を開始するとともに、令和元年には、オペレーターを介することなく電話受付からインターネット申込みへ誘導できるナビダイヤルを導入し、一般回線については廃止したところです。しかしながら、固定電話と携帯電話の申し込み方法で、通話料に違いがあることは課題であると認識しております。今後は、携帯電話からもかけられる「フリーダイヤル」や「通常の回線」設置につきまして、市民サービスの公平性や利便性、コストなどさまざまな観点から、検討してまいります。

57. 大阪市における障害者手帳のカード化に向けた検討状況を明らかにしてください。また実施に当たってはマイナンバーカードとの一体化は行うことなく、氏名の点字表示や切り込みを入れるなど視覚障害者に配慮するとともに、希望により従来の紙製の手帳も選択できるようにしてください。

(回答)

平成31年3月29日付け厚生労働省通知により障がい者手帳の様式例が示されたところであり、障がい者手帳のカード化にあたっては、大阪府・堺市・府内中核市と連携し、大阪府内の障がい者手帳の様式を統一したものとなるよう検討を進めているところですが、カード型障がい者手帳の交付の実施時期については、切り込みや記載事項の検討、システム改修、また、国におけるマイナンバーカードと障がい者手帳の一体化に向けた今後の方

向性が厚労省から示されていないことなどの理由から、現段階では未定です。なお、従来の紙製の手帳とカード型のどちらかを選択いただき、交付できるよう考えております。

58. 障害基礎年金の他に収入のない重度障害者の場合、苦しい生活を強いられている現状をご理解いただき、国に対して障害基礎年金の引き上げを求めてください。また当面の間、大阪市として、「年金生活者支援給付金」を除き、せめて障害基礎年金と合わせて10万円の収入が得られるよう独自の給付金制度を設けてください。

(回答)

公的年金制度は、世代間の相互扶助精神に基づき、老後や万一の場合の健全な国民生活の維持向上を目的として国において運営されています。現在、国においては、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための措置等の実施を推進するとともに、必要な検討等を行うこととされております。公的年金制度についても、既に成立した関連法の着実な実施に加え、年金制度のあり方等について検討していくことが示されています。本市としては、その推移を見守るとともに、障害基礎年金等の支給額の改善を検討するよう、「政令指定都市国保・年金主管部課長会議」を通じて国へ要望しています。(以上 福祉局生活福祉部保険年金課)

本市にお住まいの重度障がい者に関連する手当・給付について、独自制度として、平成27年度まで「重症心身障がい者介護手当」を支給しており、平成28年度には重症心身障がい児者と介護される方々への在宅生活の推進を目的として、大阪府が府内全域を対象として創設した「大阪府重度障がい者在宅生活応援制度」に引き継がれました。「大阪府重度障がい者在宅生活応援制度」では、療育手帳の障がい程度がA(重度)でかつ身体障がい者手帳1級または2級の交付を受けた人と同居している介護者に対し、月額10,000円を支給しています。また、全国制度として、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく「特別障がい者手当・障がい児福祉手当」及び「特別児童扶養手当」があります。(以上障がい福祉課)

59. 障害を持っている方が生活保護を受けている場合、対応するケースワーカーについて、相談者の障害や状況に応じて丁寧に対応するよう指導してください。また、住宅扶助費を引き下げないよう国に強く要望してください。

(回答)

生活保護は、保護を受けている方の最低生活保障および自立助長を図ることを目的としています。保護を受けている方の個別の状況について把握・理解し、それぞれに応じた丁寧かつ積極的な援助を行うよう研修等で周知しているところです。生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。

60. 触法障害者が地域で暮らす場合のサポート体制について、大阪市としての取り組みを積極的に進めてください。

(回答)

本市としては、触法障がい者が障がい福祉サービス等を適切に利用して、地域社会の中で安心して生活できるように支援することが重要であると考えております。国においては、矯正施設出所者等に対する支援の一つとして、福祉サービスを円滑に利用できるよう、必要な調整を行う取組を実施するほか、起訴猶予者等についても、身柄釈放時等に福祉サービスに橋渡しするなどの取組が行われているところです。本市では、各区の保健福祉センターにおいて、障がいのある方を対象とした保健・福祉サービスに関する相談援助を実施するとともに、各区障がい者基幹相談支援センター等の相談支援機関において、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供等を行うことにより、障がいのある方の地域生活を支援しているところです。また、福祉関係の事業所職員を対象として、触法行為を行った障がいのある人の理解や支援方法等に関する研修を実施する予定です。引き続き、触法障がい者の社会復帰や地域生活への定着を支援する大阪府地域生活定着支援センターと連携しながら、触法障がい者の地域生活の支援に努めてまいります。

61. 介護保険優先原則(障害者総合支援法第7条)の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者(40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者)には、本人のニーズや状況に基づいて柔軟に支給決定を行ってください。障害者福祉か介護保険制度かどちらを使うのかについては、本人の希望や生活の変化に対応して自由に選択できるようにしてください。

(回答)

自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、利用するサービスが介護保険(総合事業を含む)の

対象であっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、利用者が必要としている支援内容が介護保険サービスにより対応可能か否かを適切に判断することとされています。そのためにも、利用者の生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは要介護認定等の申請を行っていただき介護保険サービスをどの程度利用できるかを把握することが適当であるとされております。よって、要介護認定等の申請を行わない方に対し、申請しない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して自立支援給付及び介護保険制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけることとされています。本市におきましては、各区の自立支援給付及び介護保険制度の担当者に対して研修を実施し、介護保険の対象となった障がい者であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険サービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供ができるよう支給決定しております。今後とも引き続き、介護保険の対象となった障がい者に対して介護保険サービスを一律に優先させることがないよう、また、要介護認定等の申請について利用者の理解が得られるよう努めながら、本人の心身の状況等を考慮した支給決定を行ってまいります。

62. 高齢となった視覚障害者が、地域で生活することが困難となった場合に安心して入所できる盲養護老人ホームを大阪市内に建設してください。

(回答)

養護老人ホームは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設です。その中でも視覚又は聴覚に障がいのある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホームのことを盲養護老人ホームといいます。現在、視覚又は聴覚に障がいのある人で措置を必要とする場合は、近隣の盲養護老人ホームへの措置入所を行っているところです。本市における養護老人ホームへの措置者数は年々減少傾向である一方、盲養護老人ホームへの待機登録者数は僅かながら増加傾向にあることから、今後、引き続き盲養護老人ホームの運営・整備主体となる法人ニーズ等の把握に努めてまいります。

63. 65歳を超えた障害者への特殊寝台の交付は、介護保険福祉用具としての交付しか認められず、そのため障害福祉の居宅介護は継続できなくなります。個々のサービスごとに制度を選択できるようにしてください。

(回答)

自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方につきましては、国の通達などにより介護保険制度が優先されることとなりますが、利用する用具が介護保険の対象であっても、介護保険給付を一律に優先させるのではなく、利用者が必要としている用具が介護保険給付により対応可能か否かを適切に判断することとされております。そのため、利用者の生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは要介護認定等の申請を行っていただき介護保険給付をどの程度利用できるかを把握することが適当であるとされております。よって、要介護認定等の申請を行わない方に対し、申請しない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけることとされております。本市におきましては、各区の自立支援給付や介護保険制度の担当者に対して研修を実施し、介護保険の対象となった障がい者であっても、障がい状況等から必要と認められる給付が介護保険給付では十分に確保できないと判断される場合は、必要に応じて重度障がい者日常生活用具の給付ができるようにしております。障がい福祉の居宅介護サービスの適用関係の基本的な考え方につきましても、同様でございます。今後とも引き続き、介護保険の対象となった障がい者に対して介護保険給付を一律に優先させることがないよう、また、要介護認定等の申請について利用者の理解が得られるよう努めながら、本人の心身の状況等を考慮した給付を行ってまいります。

64. 介護予防・日常生活支援総合事業においても、これまで通り要支援の方に対して、ホームヘルプサービス・デイサービスを受けられるようにしてください。

(回答)

本市では、要支援1・2の方が利用できる介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護は、平成29年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスとしてそれぞれ訪問型サービス、通所型サービスとして実施しています。要支援の方に対する通所型サービスについては、引き続き旧介護予防通所介護に相当するサービスを提供するとともに、訪問型サービスについては、既にサービス利用している要支援者、認知機能・コミュニケーション課題のある方、身体介護の提供が必要な方など専門的なサービスを必要とする方には、引き続き旧介護予防訪問介護に相当するサービスを受けることができるようにしております。

65. ろう高齢者がショートステイや、地域のデイサービスに集まれる曜日を設けるなど、制度や施設を利用するための特別の配慮が講じられるよう、利用者本人やサービス提供施設、ケアマネージャー、地域包括支援セ

ンター、協議会（自立支援協議会）など関係先に働きかけてください。

（回答）

介護保険サービスは、サービス事業者との契約により利用する制度となっています。特別な配慮が必要な場合は、個々にサービス事業者と十分相談することが必要となります。介護サービス利用の際、障がい理由としたお困りごとなどがあれば、介護サービス相談センターやお住まいの区役所へご相談ください。

66. 介護認定において、聴覚障害の障害特性としての生活管理の困難さやコミュニケーションや社会性構築の困難さなどが反映されるよう認定調査員の研修はもちろん認定審査会でも周知徹底してください。

（回答）

要介護・要支援認定は、介護が必要な状態かどうか、必要な状態であればどの程度かを認定するものであり、認定調査項目や主治医意見書の記載事項、認定審査会における審査判定手順等、要介護認定事務の全般について全国一律の基準が定められております。本市におきましても法令等に基づき、公平・公正な調査・審査判定に努めております。要介護認定調査の実施にあたりましては、本市では「要介護認定訪問調査に係る聴覚障がい者等への手話通訳者派遣事業実施要綱」を定め、聴覚障がい等により意思疎通が困難な高齢者等が希望する場合には、認定調査実施時に手話通訳者の派遣を行い、当該調査において本人の心身状況等を的確に調査に反映するよう努めているところです。また、認定調査員を対象に実施する研修におきましても、認定調査の実施にあたっては、障がい特性に充分配慮するよう周知徹底を図っていることや、新任の審査会委員を対象とした研修におきましても、障がいについて理解を深められるよう努めております。今後とも、聴覚障がい等により調査時に配慮を必要とする方に対し、適切な認定調査を実施することができるよう研修等のあらゆる機会を利用し、必要な情報の周知徹底に努めてまいります。

67. 特別養護老人ホームへの入所対象者について、意思疎通の困難さを勘案して聴覚・言語障害を、要介護1・2の特例対象に加えてください。

（回答）

特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）は、介護保険法の改正とそれに伴う介護保険法施行規則の改正により、平成27年4月1日以降、限られた資源の中でより必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として、機能の重点化が図られました。このため、新たに入所する方については、原則要介護3以上の方に限定される一方で、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められることとなり、これらの運用に当たっては、関係自治体と関係団体が協議し、施設への入所に関する具体的な指針を共同で作成することが適当である、とされました。本市では、国の省令改正等に伴い、大阪府、府内の保険者である市町村・広域連合及び大阪府社会福祉協議会老人施設部会の協議内容を踏まえ、大阪市及び大阪市老人福祉施設連盟が協議し、大阪市指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等入所選考指針を共同で策定しています。この入所選考指針に基づき、特養への入所については、各特養において、毎月1回程度開催する入所選考委員会により決定することとなっており、必要性の高さを判断する基準は、市内同一基準として本市が定める基本的評価基準と特養ごとの個別的评价事項であり、それぞれの評価を総合的に判断して、必要性の高い者から入所の順番が決定されています。特例入所の要件は、次に列記するとおりです。厚生労働省からは、指針の作成・公表に関する留意事項として、各自治体の判断で全く新たな要件を追加することは不相当であるとの考えが示されています。 ・認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること ・知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること ・家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること ・単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

68. 「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」の啓発強化及び第3条2に基づき体制を整備してください。また、関係団体独自の手話講習会について、立案段階から当事者団体である大阪市聴言障害者協会と協議し、合意の上開催するようにしてください。

（回答）

「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」については平成28年1月に制定・施行されており、条例では手話への理解の促進及び手話の普及を行うとされています。大阪市こころを結ぶ手話言語条例が施行されて以降の周知・啓発としては、ホームページに情報を掲載し、医療機関や障がい福祉サービス事業者等各種関係機関に対する研修や集団指導等の機会があるごとに、周知・啓発を行っているところです。平成29年3月に策定した「大阪市手話に関する施策の推進方針」について、当事者や学識経験者等による検討会議を開催し、意見聴取を行いなが

ら、令和3年10月に改訂を行い、全庁的に周知しました。本市の各所属が開催する事業等への手話通訳者派遣も行っており、今後も引き続き、大阪市こころを結ぶ手話言語条例に関する周知・啓発に努めてまいります。

69. 手話や筆談による対応が可能であることを示すために、一般財団法人全日本ろうあ連盟が策定した「手話マーク」や「筆談マーク」の普及を更に図ってください。

(回答)

本市では、「手話マーク」「筆談マーク」を始めとする障がいのある方のための各種マークの普及を図るために、これまで「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」及び毎年度発行しております「福祉のあらし」並びに本市ホームページにおきまして、「手話マーク」「筆談マーク」等の各種マークを掲載しております。また、本市では誰もが、多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていることや、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）の実現をめざす「あいサポート運動」に取り組んでおり、各種マークの更なる普及を図るため、あいサポーター研修用冊子に「手話マーク」「筆談マーク」を含む各種マークを掲載しています。今後も引き続き、「大阪市障がい者施策推進会議」において、大阪市全庁的に周知を行うことにより、各種マークの普及啓発に努めてまいります。

70. 大阪府が実施している全ての出前講座に手話通訳者を用意してください。手話通訳配置を事前申込制で行うのではなく、「いつでもどこでもだれでも」参加できる環境を整備してください。また講師と手話通訳者をセットで派遣できる仕組みを整えてください。

(回答)

聴覚・言語に障がいのある方々のコミュニケーション手段確保の重要性については本市としても認識しております。大阪府が実施している出前講座について、申込段階から手話通訳者の希望の有無を把握し、速やかに手話通訳者を派遣できるような仕組みができるよう検討してまいります。

71. 聞こえない乳幼児への手話言語の習得機会の拡大を、大阪市の教育課題として教育方針に組み入れてください。

(回答)

聴覚に障がいのある乳幼児が、手話を身近なものとして捉え、手話を言語として獲得していくことができる支援を行うことは重要であると認識しています。本市では、「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」を制定し、手話への理解の促進及び手話の普及など手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「大阪市手話に関する施策の推進方針」を策定しています。本年10月には、「大阪市手話に関する施策の推進方針」の改訂を行い、当事者や学識経験者等による検討会議での意見を踏まえ、乳幼児期から手話を獲得する「大阪府こめっこプロジェクト」について、推進方針に盛り込み、全庁的な取組の周知を行いました。この事業は、大阪市在住のご家族の方も参加できることから、各所属での施策実施において、活用を図ることとしています。

72. 大阪市内のすべての難聴学級で手話教育を取り入れてください。人工内耳や補聴器を使っても不特定の人の音声は聴こえるわけではありません。聴覚活用だけの教育は聴覚障害者の能力を否定し、ひいては障害者差別につながります。様々な聴覚障害者に対応できるよう手話教育を取り入れてください。

(回答)

本市では、手話が言語であるという認識に基づき、手話を必要とするすべての人の社会参加の促進と、安心して暮らせる地域社会の実現をめざして、平成28年度に「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」と制定したところです。教育委員会におきましても、難聴学級の教員だけでなく、手話が必要な保護者と接する機会のある教員等を対象に、手話が学べる機会を促進するため、平成28年より手話講座を開催しております。また、福祉局と連携して、学校での手話に関する取組事例をホームページで紹介するなど、学校における手話を使った学習の理解の促進に取り組んでおります。

73. 「聴覚障害者等のための研修、文化、体育およびレクリエーション活動等（大阪市手話通訳者派遣事業実施要綱の第6条（ハ）の派遣範囲）」はもちろんです。余暇活動（趣味など）の講座や就労を含む資格取得の研修などについて、手話通訳者の配置をその主催団体や雇用者（企業）に義務づけてください。

(回答)

本市の手話通訳者派遣事業は大阪市手話通訳者派遣事業実施要綱第7条に定める派遣の範囲に基づいて行っており、同条ウにおいて、「聴覚障がい者等のための研修、文化、体育およびレクリエーション活動等において、手話通訳者によるコミュニケーション上の支援が、これらの活動を行う上で必要になるとき」には同事業による

手話通訳者の派遣を認めております。令和3年4月に大阪府の障がい者差別解消条例が改正され、府内の事業者による合理的配慮の提供について義務化されました。また障害者差別解消法についても令和3年5月に改正があり、公布の日から3年以内に施行されることとなり、全国の事業者による合理的配慮の提供が義務化されます。身振り、手話、要約筆記、筆談、図解、ルビ付き文書を使用するなど、本人が希望する方法でわかりやすい説明を行うことは、障害者差別解消法の合理的配慮の提供にあたりますので、適切な配慮がなされるように、今後も障害者差別解消法の周知・啓発に努めてまいります。

74. 各区役所や公共施設に、障害者権利条約第2条・大阪市こころを結ぶ手話言語条例前文で定める「手話は言語である」ことを周知徹底してください。

(回答)

障害者権利条約第2条に『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と規定されているとおり、「手話は言語である」という認識は手話の理解及び普及促進にとっては不可欠です。本市の手話言語条例である「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」(以下「手話言語条例」という。)の前文においても「手話は・・・(中略)・・・独自の語彙や文法体系を持つ言語である」、また、「市民一人ひとりが、手話がかけがえのない言語であることについて理解を深めるとともに、手話を普及し手話を使用できる環境を整備していくことが重要である」としています。本市では手話言語条例に基づき具体的な施策においては手話に関する施策を推進するための方針を策定することとしておりますが、この推進方針においても「手話が言語である」という手話言語条例の認識に基づいて施策を推進しており、全庁的な会議の場での周知に努めています。

75. 「大阪市手話に関する施策の推進方針」のもと、大阪市が手話への理解と普及の促進を目的に手話PR動画を発信していますが、「おはよう」など一部の手話が標準手話に準じていません。動画制作・発信にあたっては必ず当事者団体である大阪市聴言障害者協会の立ち会いのもと、手話表現(手話の位置や形態特徴など)のチェックを受けるようにしてください。また、手話モデルを「聴覚障害者」にしてください。

(回答)

手話PR動画について誤った表現がなされているものがあれば正しい表現に訂正をする、もしくは同PR動画の発信を中止するなど、大阪市民に対し誤った手話が広がることが無いよう、適切に対応してまいります。なお、本市各所属が広報で手話を使用されているものについての実態把握に努めるとともに、正しい手話表現が発信されるよう、また必要に応じて当事者団体に確認してまいります。

76. 一人ひとりの状況に応じた就労支援を行うために、市内在住の高齢聴覚障害者の再就職に関する現状と、大阪市のとりくみの状況を明らかにするとともに、再就職にむけた具体的な支援策を講じてください。

(回答)

本市では、市内4か所の「しごと情報ひろば」と「大阪市地域就労支援センター」において、働きたいが、働けない方に対し、専門の相談員による職業相談および職業紹介などの就職・就労支援を実施しています。中でも、「大阪市地域就労支援センター」では、職業経験の乏しい若年者・中高年齢者・お一人で子育てをされている方・障がいのある方などに対し、継続的な支援(職業相談・職業紹介)に取り組んでいます。また、本市では、6つの地域障がい者就業・生活支援センターと、これを統括する中央センターを設置し、相談者の方が就労へとつながるよう、障がいの特性等、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行うよう努めております。

77. 昨年10月にはじまった雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を活用して、大阪市として民間企業に雇用されている視覚障害者が通勤時に同行援護事業と同等のサービスを受けられるようにするとともに、あはき治療院を営む視覚障害自営業者が、出張治療の際の移動やカルテ管理・保険請求などの業務をおこなうにあたり、障害者雇用納付金制度に基づく職場介助者助成制度と同等のサービスを受けられるようにしてください。また新型コロナウイルスの感染拡大にともない、視覚障がい者あはき師の生活がますます困難となっていることについて、大阪市として実態把握に努めるとともに、視覚障がい者が就労による自立生活を送れるよう施策を講じてください。例えば大阪市としてヘルスキーパーを採用することや、多くの市町村で実施されている高齢者に対する「あはきクーポン券」の交付事業などのように、具体的な施策を講じてください。

(回答)

重度障がい者への就業支援につきましては、令和2年度より府市事業として国に先駆けて実施するとともに、令和3年度は国が地域生活支援事業として新たに創設した「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」により実施することとしております。本事業は、雇用施策との連携により実施することとされておまして、障がい者雇用助成金に係る業務を担っておりますJ E E D(高齢・障害・求職者支援機構)との調整に時間

を要しておりますが、厚生労働省及び大阪府の協力も得ながら、今後すみやかに雇用施策側との調整を済ませ、事業を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、本事業は、同行援護の利用者も支援の対象としておりまして、国家公務員である場合など特別の場合を除き、自営業であるか民間企業で雇用されているかに関わらず、すべての方を支援の対象とさせていただくこととしております。本市では、大阪市障がい者就業・生活支援センターにおいて、相談者の方が就労へとつながるよう、視覚障がい者の方はもちろんのこと、障がいの特性やそれぞれの障がいの状態に即し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行うよう努めております。新型コロナウイルス感染症の感染状況により、障がいのある方の就業環境は、厳しい状況となっております。本市といたしましても、国の各種支援策の周知等に努めるとともに、障がいのある方が安定した職業生活を送るため、引き続き、働く方の障がい特性や状況に応じた多様な就業支援に取り組んでまいります。

78. Osaka Metroにおいては、現在の磁気カード式の「大阪市介護人付無料乗車証」が使えないICカード専用の自動改札機が増加し不便を強いられています。大阪市としてOsaka Metroに対し磁気カード対応の自動改札機を減らさないよう、また改札口を無人化しないよう働きかけを行ってください。「大阪市介護人付無料乗車証」について希望者にはICカードのものを発行してください。

(回答)

大阪市介護人付無料乗車証のICカード化については、導入するにあたり各種券種に応じたシステム開発経費や交通事業者の改札機改修費等の多額コストや開発に時間を要することが見込まれます。また、Osaka Metroは阪急電鉄(株)等の電鉄会社と相互乗り入れを行っておりますが、本市が発行する「大阪市介護人付無料乗車証」の発行対象者は、身体障がい者手帳等の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄記載の「第1種」と同一ではないため、相互乗り入れ先で乗降車される場合、接続駅で一旦下車しないと相互乗り入れ先の割引措置を受けることができないといった技術的な課題がございます。そういったことから、現時点で速やかに導入することは困難な状況となっております。障がいのある方の自立と社会活動への積極的な参加を促進するという、本制度の目的をより一層果たしていくため、ICT化の進展も注視しながら、今後とも利用者が利用しやすい制度運営に向けて、Osaka Metro及び大阪シティバス株式会社との連携に努めてまいります。なお、磁気カード対応の自動改札機を減らさないこと、また改札口を無人化しないことについては、Osaka Metroのサービスとなりますが、利用者の利便性確保の観点から、情報連携に努めてまいります。

79. 京橋駅を障害者も利用しやすいように整備してください。

①京阪「京橋駅」とJR大阪環状線「京橋駅」の間の移動が、視覚障害者にも円滑に行えるよう、誘導ブロックの敷設位置を南側にずらすとともに、双方の南北出入口の適切な位置に誘導チャイムを設置するようにしてください。

(回答)

誘導ブロックについては、「大阪市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」及び「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、旅客施設から案内対象施設まで敷設しています。ご要望にあります通路の南側につきましては、通勤時間帯などでは多数の方が輻輳して移動されていることから危険であると考えています。現在、JR「京橋駅」では大規模な改修工事が行われており、工事完了後には京阪「京橋駅」と接続する出入口が広がる予定であり、これに伴い人の流れの集中する位置が現状から変化することが考えられることから、工事完了後の人の流れを確認しつつ安全で円滑に移動できるルートへの誘導ブロックの移設について、視覚障がい者の方々のご意見も参考にしながら検討する事としております。誘導チャイムにつきましては、各鉄道事業者に対し設置いただくよう、引き続き働きかけてまいります。

②地下鉄京橋～JR・京阪京橋駅までの乗り換え通路を、車いす利用者でも一般利用と同様に雨にぬれることなく行き来できるよう、エレベーターを設置してください。このことをH16年4月策定の京橋交通バリアフリー化基本構想に組み入れてください。

(回答)

既存の地下鉄「京橋駅」とJR・京阪「京橋駅」を結ぶ地下通路につきましては、鉄道事業者からエレベーターを新たに整備するためのスペース確保が難しいことから、現時点では整備が非常に困難であると聞いておりますが、引き続き鉄道事業者との協議を継続していきたいと考えます。今後も、すべての人が安全で快適に移動できる「バリアフリーのまちづくり」の観点から、より安全で利便性の高い乗り換え経路が確保できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

80. 2025年の大阪万博において、障害者権利条約の第9条「アクセシビリティ」を保障してください。あらゆ

る展示やブースで「話すこと、聞くこと、見ること、書くこと、読むこと、認知すること」のハードルを無くし、手話言語の対応や視聴覚情報をもれなく保障してください。

(回答)

2025年大阪・関西万博は、国際連合が掲げる持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献することを掲げています。ご要望のアクセシビリティについては、2025年大阪・関西万博の実施主体である公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が、ユニバーサルサービスやユニバーサルデザイン、バリアフリーなど、高齢者や障がいのある方等にも配慮した会場の検討を進めてまいります。本市としましても地元自治体として、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会と連携を図り、大人から子どもまで、外国人や高齢者、障がいのある方もすべての方に本万博を経験して楽しんでいただけるよう取り組んでまいります。

81. 避難所及び福祉避難所における情報・コミュニケーション保障を強化し、各区の担当職員を対象とした研修、ろうあ者が安心して避難生活ができるように、当事者団体である大阪市聴言障害者協会の意見や要望を確認の上、避難所に聴覚障害者の日常生活用具でもある「聴覚障害者用情報受信装置（アイ・ドラゴン）」を設置した環境を整備してください。

(回答)

本市では、災害時において、障がいがある方などの要配慮者への配慮がなされた避難所づくりに向けて、地域の自主防災組織や区役所などが連携して取組みを進めています。災害時避難所における支援につきましては、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」において、自主防災組織は区役所等と連携し、避難行動要支援者の特徴とニーズ等を参考にして、避難行動要支援者への相談対応、必要なスペースの確保、確実な情報伝達、支援物資の提供等を行い、避難所環境の配慮に努めることとしています。また、要配慮者の方への配慮がなされた「福祉避難室」を確保する等の対応を行うとともに、一般の災害時避難所では対応できない要配慮者のために福祉避難所の指定を進めており、高齢者施設や障がい者施設を中心として、351施設（令和3年8月1日現在）が指定済となっております。今後とも、本市職員や地域などの防災関係者への啓発も含め、避難行動要支援者支援の取組みの促進に努めてまいります。

82. 重度障害者医療費助成制度を存続・充実させ、医療費負担を無料に戻すとともに、中軽度障害者も対象にしてください。償還払いの負担を当事者や家族に押し付けることのないよう適切な措置を講じてください。事務センターが償還事務をしていますが、償還が半年以上(人によっては、10か月間以上)も遅れているので、せめて、当初の3～4か月で償還されるようにしてください。

(回答)

大阪府において、重度障がい者医療費助成を始めとする福祉医療費助成制度に関して、対象者や助成の範囲を改めるとともに、受益と負担の適正化を図るため、平成30年4月診療分から制度の変更が行われました。本市の重度障がい者医療費助成制度は、大阪府の補助制度のもと実施していますが、今後、高齢化の進展等により所要額が増加していくことが見込まれることから、持続可能な制度を構築することが必要と考え府とともに制度の変更を行ったものですので、ご理解頂きますようお願い致します。なお、本市では従前から大阪府市長会を通じて国に対し、国の制度として福祉医療費助成制度を創設するよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しているところであり、今後も引き続き要望を行ってまいりたいと考えております。また、大阪市医療助成費等償還事務センターでは、府外受診や複数医療機関を受診されるなどによる月額上限超過について、ご申請に基づき償還払いを行っております。償還払いにつきましては、現在、不備があるもの等を除き、申請から支払いまでにおいて、通常処理期間内（約2～3か月）で事務処理を行っております。なお、平成31年4月診療分からは、医療証を使って支払った医療費の額が、月額上限額（3,000円）を超過した場合に、一度手続きすればその後は手続きなしに自動的に払い戻しを行う自動償還払いを取り組んでおります。今後、より一層、償還払いの事務処理が円滑に進められるよう努めてまいりますので、ご理解くださいますよう、よろしくお願ひ申しあげます。

83. 障害者の入院時に必要に応じてホームヘルパーの派遣が認められるよう（聴覚障害者への手話のできるホームヘルパー派遣を含む）国に強く要望してください。また、大阪市重度障害者入院時コミュニケーションサポート事業についても、手話や筆談が必要な人をすべて対象にするなど、利用対象者を拡充してください。

(回答)

国の制度では、障害者の入院時コミュニケーション支援等について、重度訪問介護（区分6）を利用中の方がサービス利用可能となっております。対象者の拡充について、他都市と連携して、国への要望を検討してまいります。また、本市では、重度の障がいのため意思疎通に支援が必要な方が入院された場合に、普段ご利用のホームヘルパーをコミュニケーションサポート事業従事者として派遣し、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図る目

的として、平成 20 年 10 月から大阪市重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業を実施しています。現在は、①大阪市在住の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児 ②居宅介護又は、重度訪問介護（区分 4～5）の利用者 ③単身生活者又はこれに準じる方 ④障がい支援区分の認定調査項目のうち、コミュニケーションの項目が「日常生活に支障がない」以外と認定されている方 ①～④すべてに該当する方を対象としています。（聴覚障がいをお持ちの方を含む）本事業は、コミュニケーションの支援が必要な方に対して入院時における支援を途切れさせることなく治療にかかるコミュニケーションを確保するための大切なサービスであると考えており、今後とも必要なサービスを提供できるように努めてまいります。他にもコミュニケーション支援事業として「大阪市手話通訳者派遣事業」「大阪市要約筆記者派遣事業」がございますので、併せてご活用ください。

84. 救急搬送に関して、聴覚障害者が手話でコミュニケーションが取れるよう、救急隊員に対する手話の習得機会を設けてください。

（回答）

消防局では、聴覚障がいのある方の救急搬送に備え、下記のような取組みを行っております。（1）聴覚障がいのある方や、傷病の程度により会話が困難な方からの救急要請に適切に対応するため、現在、救急車内にホワイトボードを積載し、筆談によりコミュニケーションを図ることが出来る環境を整備しています。（2）わかりやすい絵記号を用い、現在の症状や必要な情報について、指差すことでスムーズにコミュニケーションを図ることが出来る「コミュニケーションボード」を各救急隊に積載しております。（3）救急隊が保有するスマートフォンで日本語を話すことのできない外国人や聴覚障がいのある傷病者の症状や傷病者情報を問診できる「救急多言語問診アプリ」を消防局の救急隊員が開発し、平成 29 年 3 月から運用しています。

85. 精神科救急医療について、「こころの救急相談」へ電話しても病院を紹介されるだけで、治療に繋がらなかったり救急車を呼んでもたらい回しにされたり府下の病院を紹介されたりといった状況がいまだにあります。入院するような状態ではなく診療（外来診療、投薬など）を受けることで落ち着き一晩を何とか乗り越えられるといった状況にある方も多くいます。

①精神科一時救急医療を強化してください。連携のシステムを明確にして休日や夜間に入院のみでなく診療できる病院を増やし、消防や警察に精神科一時救急医療の主旨を周知してください。

（回答）

「こころの救急相談」については、名称を「おおさか精神科救急ダイヤル」として大阪府、本市、堺市で共同運営を行っております。本市では、大阪府及び堺市と共同で精神科救急医療システムを運営しており、精神科救急患者に対する外来対応を大阪府下精神科病院の輪番制により行っています。「おおさか精神科救急ダイヤル」に相談があり、緊急の受診が必要であると判断される場合は、速やかに「おおさか精神科救急医療情報センター」へ引き継ぎ、ご本人の状況に応じて、こころの健康センターに設置している精神科救急診療所や大阪府下の精神科救急拠点病院を紹介しております。令和 2 年度においては、消防から 399 件、警察から 176 件の相談が「おおさか精神科救急ダイヤル」にありました。

②「こころの救急相談」に相談があり受診が必要になった場合、迅速に治療に繋がるように「精神科救急医療情報センター」からの優先診療予約などがスムーズに行われるようにしてください。

（回答）

「おおさか精神科救急ダイヤル」へご相談をいただき、受診の必要性が確認された場合は、速やかに「おおさか精神科救急医療情報センター」へその旨を引き継ぎ、同センターがご本人の状況や受診歴などをもとに、医療機関の調整を行い、受診先の紹介や予約をさせていただきます。

86. 社会的入院の解消に向けた大阪市としての計画を明示してください。

（回答）

社会的入院は、平成 9 年に大和川病院で発生した精神障がいのある人の人権侵害に関わる事件の要因として問題となり、平成 11 年 3 月 19 日の大阪府精神保健福祉審議会「大阪府障害保健福祉圏域における精神障害者の生活支援施策の方向とシステムづくりについて」の答申においても「社会的入院は、精神障がい者に対する人権侵害として考慮されなければならない。」と示されました。本市としましても、精神障がいのある人への理解の不足や偏見から、地域で生活するための住まいの確保など受け皿の整備が遅れてきたことについて、社会全体の問題として捉え、社会的入院を解消するための取組みとして、平成 14 年度から、精神科病院からの地域移行の支援の仕組みとして、独自で地域生活移行支援事業を実施しております。「大阪市障がい者支援計画・第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい福祉計画（令和 3 年度～令和 5 年度）」においても、施策の方向性として、精神科病院との

連携、地域活動支援センター（生活支援型）等との連携、精神科病院入院者への働きかけ・支援、地域住民への理解のための啓発、家族への働きかけ・支援、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（地域での受け皿の確保、各区精神保健福祉相談員に対する技術支援、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置）を掲げております。今後も、関係部局や関係機関と十分に連携を図りながら、社会的入院の解消に向け、引き続き取り組んでまいります。